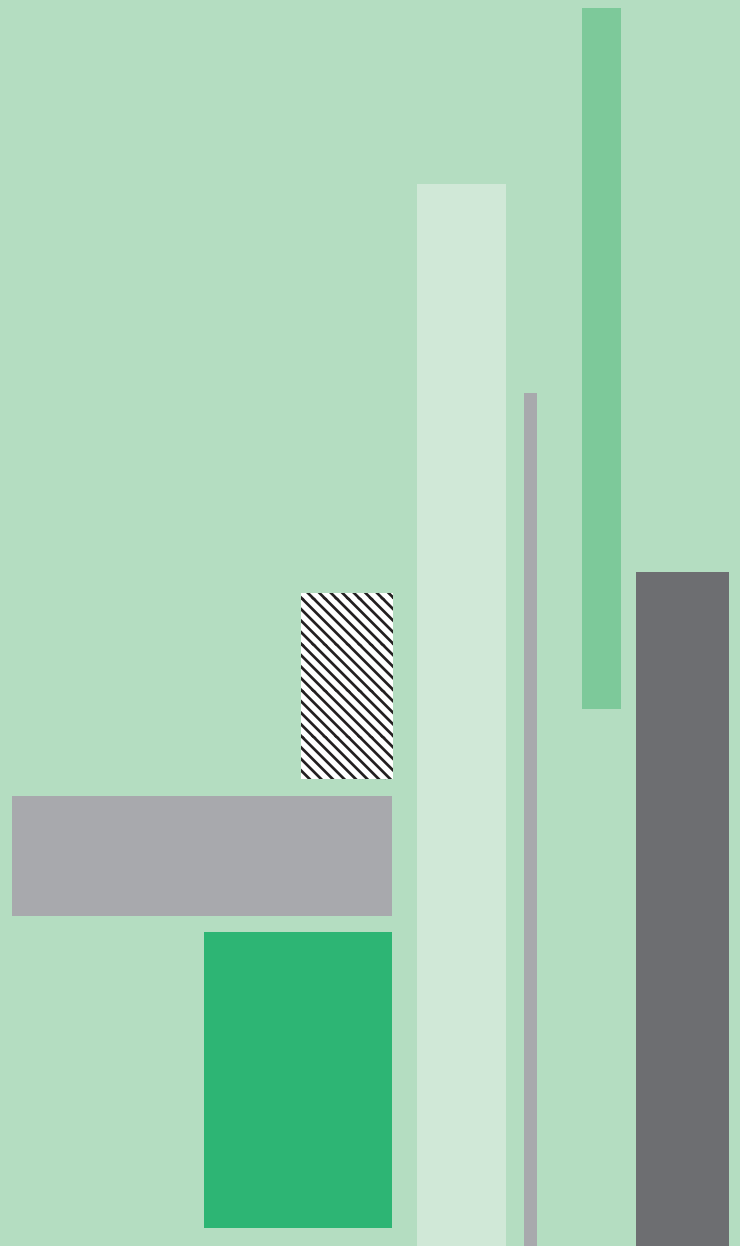


日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

■ 2017 年6月定例会

■ 談話

■ 要望・申し入れ



日本共産党埼玉県議会議員団

目 次

2017 年 6 月定例県議会（2017 年 6 月 19 日～7 月 7 日）

1、金子正江県議の本会議一般質問（2017 年 6 月 27 日）	2
2、議会運営委員会における秋山文和県議の質疑（2017 年 6 月 19 日、26 日、27 日）	17
3、企画財政委員会における前原かつえ県議の質疑（2017 年 7 月 3 日）	27
4、環境農林委員会における柳下礼子県議の質疑（2017 年 7 月 3 日）	28
5、福祉保健医療委員会における秋山文和県議の質疑（2017 年 7 月 3 日）	30
6、産業労働企業委員会における村岡正嗣県議の質疑（2017 年 7 月 3 日）	32
7、文教委員会における金子正江県議の質疑（2017 年 5 月 24 日・閉会中審査）	33
8、自然再生・循環社会対策特別委員会における秋山文和県議の質疑（2017 年 7 月 5 日）	34
9、公社事業対策特別委員会における前原かつえ県議の質疑（2017 年 7 月 5 日）	36
10、少子・高齢福祉社会対策特別委員会における金子正江県議の質疑（2017 年 7 月 5 日）	38
11、危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑（2017 年 7 月 5 日）	39
12、人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における柳下礼子県議の質疑（2017 年 7 月 5 日）	40
13、議案及び請願に対する各会派の態度	43
14、日本共産党が提出した意見書・決議（案）	45
15、県議会 6 月定例会をふりかえって（談話）（2017 年 7 月 7 日）	48
16、要望・申し入れ	50

2017年6月定例県議会

1 本会議一般質問

金子正江議員

(2017年6月27日)

1 知事の政治姿勢について

- (1) 2017年を核兵器禁止の歴史的な年へ
- (2) 内心を処罰する違憲立法 = 共謀罪法は廃止すべきです

2 医療的ケアの必要な子ども・重症心身障害児者の保護者への支援を急げ

- (1) 医療的ケア児・重症心身障害児者の保護者への支援は県としての重要課題
- (2) 在宅支援のために、包括的な体制整備を
- (3) 在宅療養の支え = ショートステイ・日中の預かりの拡充を急げ

- 3 要介護者の尊厳を守り、能力に応じた自立生活を保障するための地域包括ケアを
- 4 国民健康保険の被保険者の負担増は許されない
- 5 部活動の発展のためにも、教職員の長時間労働の解消のためにも、部活動の負担軽減を
- 6 教育に臨時はない - 定数内臨時的任用教員問題の解決を

1 知事の政治姿勢について

- (1) 2017年を核兵器禁止の歴史的な年へ

Q . 金子正江議員

日本共産党の金子正江です。党県議団を代表して一般質問を行います。

初めに、1、知事の政治姿勢についての(1) 2017年を核兵器禁止の歴史的な年へ、です。

広島・長崎の原爆投下から72年、人類は歴史の大きな転換点を迎えています。核兵器禁止条約を交渉する国連会議のエレン・ホワイト議長は5月、同条約の草案を公表しました。私は、歴史的な核兵器禁止条約草案を強い感動を持って受け止め、心から歓迎いたします。

草案は、条約前文で核兵器の使用による破滅的な結果を強調するとともに、「ヒバクシャおよび核実験被害者の苦難に留意」し、「多数の非政府組織およびヒバクシャの取り組み」を高く評価しています。被爆者の一貫した核兵器廃絶の訴え、日本と世界の反核平和運動の願いを正面から受け止めた条約草案が起草されたことは、大きな意義のあることです。

草案は、核兵器の法的禁止の内容として、核兵器の開発、生産、製造等を禁止し、締約国はその領土と管轄地域への核兵器の配備などを禁止する義務を負うとしています。草案は、全ての国連加盟国に条約の加入を促すなど、核兵器保有国にも条約参加の道を開いています。7月7日まで行われる国連会議の第2会期で、現在も豊かな議論が行われていますが、可能な限り

多くの国連加盟国の賛同を得て採択されることを強く期待いたします。

私は、日本政府が核兵器禁止条約に背を向ける態度を根本的に改め、今からでも条約への参加を真剣に検討すべきと考えます。埼玉県は、被爆者援護や原爆死没者の慰霊に一貫して取り組み、知事も多くの首長とともに核兵器禁止を求めるヒバクシャ国際署名にサインされておられます。

そこで、伺いますが、核兵器禁止条約草案の意義について、また、政府に対し条約への参加を要請することについて御見解をお示しください。

A．上田清司知事

金子正江議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、知事の政治姿勢についてのお尋ねのうち、「2017年を核兵器禁止の歴史的な年へ」でございます。

今から72年前、広島、そして長崎に投下された原子爆弾が、幾多の尊い命を一瞬にして奪い去りました。私たちはこの悲しい事実を見つめ直し、唯一の戦争被爆国の国民としてこの悲劇を二度と繰り返さない、核兵器のない世界の実現に向けて取り組んでいかなければならないという思いを持っております。

条約草案は、核兵器によって引き起こされた被爆の現実を踏まえ、核兵器の非人道性を強調し、いかなる状況でも核兵器の使用、開発、所有、実験などを禁止しております。核保有5か国以外への核拡散を抑止する現在の核拡散防止条約から更に一步を踏み出し、全ての締約国に核兵器の完全な廃絶を求めていることは、大変意義深いことだという認識を持っております。ただ、厳しいのは、その実現の過程であります。アメリカやイギリスなど約40か国がこの条約の制定に向けた交渉開始の決議に反対をしてお

ります。こうした冷徹なパワーバランスで成り立っている国際社会の現実から、条約に掲げる核なき世界の実現に向けてどのように具体的な一步を踏み出していくのか、この点について大変困難な場合が予想されます。条約への参加は、国の専管事項です。政府において、より多くの国に核廃絶に向けた精神に賛同を得られるよう説得と努力を重ねていってほしいとは考えます。

御質問の要請活動であります。県政の課題であればともかく、外交防衛に関する課題でありますので、時として県民を代表する立場にある者として、そうした活動自体は自制すべきものだというふうに思っております。署名やその他のことに関しては一所懸命やっておりますが、正に国の専管事項に関わることに對して、いささか自制すべきものではないかというふうに私自身は考えております。御理解を賜りたいと思います。

(2) 内心を処罰する違憲立法 = 共謀罪法は廃止すべきです

Q．金子正江議員

続いて、(2)内心を処罰する違憲立法 = 共謀罪法は廃止すべきです。テロ等準備罪を新設する組織的犯罪処罰法、いわゆる共謀罪法が6月15日早朝、参議院本会議で強行され、自民党、公明党、維新の会などの賛成多数で可決しました。参議院法務委員会での審議を一方的に打ち切り、本会議採決に持ち込む異常な強行採決でした。森友・加計学園疑惑という首相の国政私物化への怒りの広がりの中での強引な幕引きでした。このような数を頼んだ暴挙に、党県議団は強い怒りを持って抗議します。

共謀罪の最大の問題点は、内心を処罰する刑法の大原則を覆す違憲立法だということです。しかも、政府は共謀罪を強行するために、国民を欺くうそを幾つも重ねてきました。国際組織

犯罪防止条約の批准のためと政府は言いますが、この条約はテロ対策の条約ではありません。また、一般人は対象とならないとの説明でしたが、審議の中で、環境団体や人権団体を隠れみのとした場合には、処罰されることがあり得ることが明らかになりました。

5月18日に、国連人権理事会任命の特別報告者から共謀罪の内容を懸念する書簡が届きましたが、安倍政権は抗議で返しました。地方では、同法法制化反対や慎重審議を求める声広がっています。三重県議会、宮崎県議会では意見書が可決され、本県でも宮代町、小鹿野町、鳩山町、滑川町、東松山市で可決成立しています。

6月19日の読売新聞アンケートでは、同法について「国民に十分説明した」と答えた方は僅か12%、「そうは思わない」方が80%となりました。国会のルールも無視し、国民をうそで欺き、国内外からの批判にも耳をかさず強行された違憲立法＝共謀罪は、今からでも直ちに廃止すべきです。この問題は、730万人埼玉県民に関わる重大問題です。共謀罪の審議の過程や共謀罪の本質について、知事の見解をお示しくください。

A．上田清司知事

次に、「内心を処罰する違憲立法＝共謀罪法は廃止すべき」についての見解を伺うということでございます。

いわゆる共謀罪法、正式名称は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律」についてでございますが、この法律の本質は、組織的犯罪の芽を事前に摘み取り、実行を食い止めるところにあると思います。一方、内心の自由が侵害されるのではないかと、監視社会につながるのではないかとといった懸念があることも理解しております。

こうした論点については、国会で与野党の議

論がかみ合わず、審議が十分尽くされないまま法改正がなされたという印象を私は持っております。報道各社の世論調査結果を見ても、そのような結果が出ております。国会での議論が尽くされないまま、法案の採決に至ったことは残念に思っています。今後、法の運用を詰めていく段階で何らかの不都合が見つければ、法改正も含め、速やかに必要な手続をとればいいのではないかと考えております。

2 医療的ケアの必要な子ども・重症心身障害児者の保護者への支援を急げ

(1) 医療的ケア児・重症心身障害児者の保護者への支援は県としての重要課題

Q．金子正江議員

次は、2、医療的ケアの必要な子ども・重症心身障害児者の保護者への支援を急げの(1)医療的ケア児・重症心身障害児者の保護者への支援は県としての重要課題、です。

重度の知的障害と肢体不自由の重複である重症心身障害児者の多くは、人工呼吸器装着や経管栄養、胃ろう、腸ろうなど、医療的ケアが欠かせません。近年は、重症児、超重症児など重症化や、医療的ケアは必要であっても身体障害は重度ではない医療的ケア児など、多様化も進んでいます。

2014年に党県議団の柳下県議も取り上げていますが、新生児集中治療床(NICU)の増床、周産期医療の発達の中で、このような方たちは今後も増えていく見通しです。医学の力で貴重な命が救われることは素晴らしいことですが、問題はその子たちのその後を支える体制がいまだ不十分だということです。退院した医療的ケアを必要とする子どもたちは、ほとんどが在宅療養となり、多くの場合、子どもの看護

は母親1人に任せられてしまいます。お母さんたちは、「この子がいつまで生きられるのか」という不安と常時向き合いながら、たんの吸引、栄養注入、座位変換など、24時間付ききりの生活をしています。

県はこの間、医療型短期入所施設を整備し、市町村も支援していますが、重症であったり、医療的ケアと多動が重複したり、難しい症状のある方は依然受け入れ先もなく、特別支援学校への通学もできずにいます。ある心臓疾患、てんかん、ぜんそくなどの病気、経管栄養、酸素投与、難聴、弱視、多動のお子さんを持つお母さんは、夜1時間程度しか眠れないこともしばしば、深夜2時過ぎの栄養注入の後、床に倒れ込んで意識を失ったこともあるといいます。子どもさんが入院すると、24時間母親の付き添いが求められ、医療機器を取り外さないよう子どもの両手をずっと握り続ける。誰か代わりが来なければ、トイレに行くことすら許されません。祖父母は既に看護疲れで倒れ、夫は必死に働いている。「生きることが難しい子だから、少しでも良い環境の中で暮らせるようにしてあげたい」とこのような思いが在宅療養の家族を何とか支えているのです。

ここで、知事に伺います。県の見通しでは、NICU160床体制では、年間90人以上医療の必要な障害児が増えていくといいます。この子たちを必死に看護するお母さんはじめ家族を支えることは、周産期医療同様に県の重要な課題だと考えます。まず、このようなお母さんの状況に対しての受け止めを、また、医療的ケア児、重症心身障害児者の保護者への支援の重要性について、知事の見解を表明ください。

A．上田清司知事

議員お話しのとおり、常時在宅で介護している御家族の負担は、大変重いものがあると認識しております。私の知人の中にも在宅でお子さ

んを介護しておられる方がおられ、年に1度ぐらいは訪問をして激励をしたりしているところでございます。本当に大変なことだと思っております。長時間の介護や見守りなど御家族の負担を軽減するための支援を充実することは、極めて重要なことだと認識しております。

(2) 在宅支援のために、包括的な体制整備を

Q．金子正江議員

次に、(2) 在宅支援のために、包括的な体制整備を、です。

「そんなにいろいろ言うと、娘さんを施設に連れていかれてしまうよ」とさきに述べたお母さんが最初に傷ついたのは、障害児を出産した直後の医療スタッフの言葉だったといいます。福祉関係者の不用意な言葉に傷つけられることもしばしばです。在宅のお母さんたちを精神的に支える相談窓口、専門家やカウンセラーが必要です。第1に、出産直後の障害児のお母さんたちに対するカウンセリングやワークショップなど、メンタルケアを拡充すべきです。

第2に、国は、地域における医療的ケア児の支援体制整備として、重症心身障害児者等のコーディネーター配置や協議の場の設置、実態把握のモデル事業を進めています。是非、この事業に手を挙げるべきと考えますが、2点について知事の答弁を求めます。

在宅の保護者を支えるために必要なのは、様々な場で母子分離の機会、保護者レスパイトを保障することです。切実に求められているのは、入院時のヘルパー制度を実現することです。平成30年度から、障害者へのヘルパーは一部認められる方向ですが、重症心身障害児、医療的ケア児などの子どもは例外とされています。入院時のヘルパー派遣について、障害児にも適用するよう国に強く要望していただきたいが、福祉部長の見解を求めます。

また、特別支援学校の看護教員の増員と通学の保障です。現在、肢体不自由児の特別支援学校では、看護教員の体制が不十分で、校外行事は保護者付き添いを原則にしています。特別支援学校の看護教員を増員すべきです。また、保護者が車で送迎できなければ、特別支援学校に通学することもできません。教員の訪問指導が行われていますが、学校へ通い、集団の中で成長することは子どもの権利です。通学バスに看護師が同乗するなど、通学を保障すべきです。教育長、2点について答弁を求めます。

A．上田清司知事

次に、「在宅支援のために、包括的な体制整備を」のうち、出産直後の障害児のお母さんたちに対するカウンセリングやワークショップなど、メンタルケアの拡充についてでございます。

県では、妊娠、出産、育児期に支援が必要な御家族を把握し、訪問支援などを行う養育支援ネットワーク事業を全市町村で実施しております。この事業は、産科医療機関などが御家族への支援が必要と判断した場合に、母親の育児不安や子どもの状況などを市町村保健センターなどに速やかに情報提供するものでございます。連絡を受けた市町村は、保健師が直接御家庭を訪問し話をお聞きするなど、個々の事例の状況に応じ、母親の気持ちに寄り添いながら育児不安の軽減を図っております。また、メンタル面での専門的な対応が必要な場合には、心理士や精神科医による無料カウンセリングの紹介なども行っております。このほか、県では市町村保健師や医療機関の助産師などを対象に、研修会や事例検討会を開催し、産後のメンタルヘルス対策や養育支援のスキルアップを図っております。

障害のある赤ちゃんを授かったお母さんの出産直後の育児不安は、極めて大きなものでございます。十分な気配りが必要だと考えます。今

後も、障害のある子どもを持つことなどにより、メンタル面でのリスクが高いお母さんの支援に努めてまいります。

次に、重症心身障害児等のコーディネーター配置や協議の場の設置、モデル事業実施についてのお尋ねでございます。

まず、コーディネーターの配置については、国において今年度から始まった事業でございます。コーディネーターは、障害児者や御家族の相談を受け、必要な医療や福祉のサービスにつなげる重要な役割を担うものでございます。私も重要だと考えますので、早速養成に取り組みなければならないと判断をしております。

また、協議の場の設置についてですが、重症心身障害児の支援策を検討するには、当事業者団体をはじめとして、医療や福祉の関係団体などの声を聞くことが重要だと思います。県には、関係団体からなる障害者総合支援法に基づく自立支援協議会が既にご覧いただけますので、これを活用して協議をしております。

さらに、モデル事業についてですが、看護師を配置する人件費の補助や職員に対する医療的ケアの研修などを行い、重症心身障害児を受け入れる事業所の環境を整備するものでございます。モデル事業の実施に向けて、自立支援協議会において、事業の内容についてしっかり検討させていただきたいと思っております。

A．福祉部長

御質問2、「医療的ケアの必要な子ども・重症心身障害児者の保護者への支援を急げ」の(2)「在宅支援のために、包括的な体制整備を」のうち、障害児への入院時のヘルパー派遣の要望についてお答えを申し上げます。

県では、意思疎通が困難な一部の重度障害者について、入院時にヘルパーの利用ができるよう国へ要望し、平成34年4月から可能になりました。この改正は、意思疎通が困難で、日頃

から在宅でヘルパーを利用している重度の障害者に限って例外的に認められたものです。意思疎通は問題のない障害児の入院時にヘルパーを派遣できるよう国へ要望することにつきましては、障害児の家族や関係者の意見を聞いた上で、関係部局とも協議し、検討してまいります。

A．教育長

御質問2、「医療的ケアの必要な子ども・重症心身障害児者の保護者への支援を急げ」の(2)「在宅支援のために、包括的な体制整備を」についてお答えを申し上げます。

まず、看護教員の増員についてでございますが、県立特別支援学校では平成16年度から医療的ケアに対応するため、必要に応じて看護師資格を有する者を教員として採用しております。各学校では、医療的ケア対象児童生徒の人数、ケアの内容、学校でケアを実施できる教員の育成状況などを踏まえ、教員定数の枠内で看護教員を配置しております。また、こうした常勤の看護教員の配置に加え、非常勤の看護師も配置し、常勤と非常勤を合わせ、配置を開始した平成16年度の12名から平成29年度は37名に増員し、充実を図ってまいりました。引き続き、各学校における医療的ケアの体制整備を進めるとともに、別枠による看護教員の定数措置を国に要望してまいります。

次に、通学バスに看護師が同乗するなど、通学を保障すべき、についてでございます。

通常、スクールバスの中では、安全面や衛生面で適切な環境を確保できないことから、医療的ケアの実施は困難でございます。なお、医療的ケアが必要な児童生徒であっても、保護者の要望や主治医など医師の指導助言も踏まえ、バス乗車中の医療的ケアが必要ないと判断される場合など、スクールバスで通学しているケースもございます。今後とも、医療的ケアが必要な児童生徒の通学手段の確保につきましては、児

童生徒の状況や保護者の要望等にも十分配慮しながら適切に対応してまいります。

(3)在宅療養の支え＝ショートステイ・日中の預かりの拡充を急げ

Q．金子正江議員

続いて、(3)在宅療養の支え＝ショートステイ・日中の預かりの拡充を急げ、です。

私は、東部5市1町の医療型障害児入所施設「中川の郷」を視察しました。医師である施設長の下、70人ももの重症心身障害児者が入所し、在宅療養や発達障害の方が年間3万人以上診察、リハビリに来ています。訪問した当日は、ちょうどスポーツ大会でした。寝たまの姿勢で車椅子に乗り、あちこち押してもらって動き回る利用者たち。寝たきりであっても、このような行事のときはみんな顔が輝くそうです。

先ほど述べた周産期医療の進歩と保護者の高齢化の両側面から、重症心身障害児者の入所施設の必要性は高まる一方です。しかし、70人定員のところに70人の入所者がおり、新たな入所は1人も受け入れることができません。在宅支援のためのショートステイは2床ですが、2か月前の予約に30人以上が殺到します。「何とかあと10床増やしたい」と述べていました。埼玉県は、旧小児医療センター跡地に短期入所12床、長期入所できる48床の医療型入所施設を建設する予定ですが、これだけでは不十分です。中川の郷など県内医療型障害児入所施設を増床すべきです。また、せめて中川の郷のショートステイは早急に増床すべきです。5市1町の仕事とせず、県としても支援すべきと考えますが、福祉部長の答弁を求めます。

在宅の保護者支援の要となるのは、地域の通所施設です。しかし、看護師の配置が必要であるため、重症心身障害児・医療的ケア児を受け入れる施設は、全県で14か所です。多くの施

設で看護師の配置が可能となるよう、報酬改定を国に求めていただきたい。福祉部長、答弁を求めます。

A．福祉部長

次に、(3)「在宅療養の支え＝ショートステイ・日中の預かりの拡充を急げ」についてでございます。

まず、重症心身障害児者等の入所施設やショートステイの増床を支援すべきについてでございます。

県は、障害者や御家族を支援するために、入所施設やショートステイの利用ができる施設の整備費を補助する制度を設けております。今後とも、入所希望者の状況を見ながら、必要な施設の整備について支援してまいります。

次に、重症心身障害児者等を受け入れる通所施設に看護師の配置が可能となるよう、報酬改定を国に求めることについてでございます。

重症心身障害児者等を預かるためには、医療的ケアを施す専門スタッフとして、看護師の配置が必要です。しかし、配置した場合の報酬は十分ではないため、看護師を配置している施設は少ない状況です。県といたしましては、看護師を配置した場合の報酬を引き上げるよう、引き続き国に要望してまいります。

3 要介護者の尊厳を守り、能力に応じた自立生活を保障するための地域包括ケアを

Q．金子正江議員

次に移ります。3、要介護者の尊厳を守り、能力に応じた自立生活を保障するための地域包括ケアを、です。

通常国会において、地域包括ケアシステム強

化のための介護保険法等改正案が可決されました。利用者3割負担の導入や自立支援、重度化防止に向け、目標達成状況を評価し、交付金の支給を行うものです。介護保険からの卒業を目標に、交付金によって市町村を競わせかねない重大な改悪です。

介護保険法第1条の目的には、介護などを要する者が「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な事項を定める」とあります。介護は、尊厳の保持のために、有する能力に応じて提供されるべきであり、介護保険からの卒業を強制されることがあってはならないと考えますが、どうか。また、自立支援、重度化防止は、介護費用低減を目的に実施されることがあってはならないと考えますが、福祉部長の答弁を求めます。

また、高齢者世帯が増大し、老老介護・認認介護が進む中、特別養護老人ホームなど入所施設整備も一貫して進めていくべきと考えますが、併せて答弁を求めます。

埼玉県は、健康長寿プロジェクトを推進し、この間は地域包括ケアシステムの普及促進のためにモデル地域を指定、その結果を基にマニュアル作成を進めております。私は、地域包括ケアの先進。和光市と健康長寿の先進。小鹿野町を調査してきました。両自治体に共通する優れた点は、高齢者の状態把握、ニーズ把握が徹底されているという点です。

和光市は、65歳以上の方全員に名前記入式の88項目のアンケートを実施し、督促と訪問によって全て回収します。これを基に地域ごとの高齢者の状況、ニーズを公開し、必要なサービス事業者の参入を促します。和光市は、ケア会議や機能訓練がマスコミ等で注目されていますが、その陰に一人ひとりの要介護者を丸ごと把握する情熱的な努力があるのです。

一方、小鹿野町は御存じのとおり、町職員である保健師10人による高齢者訪問での徹底した指導があります。人口1万2千人の自治体で

10人もの保健師割合、30万都市では250人の体制となります。高齢者が介護認定の申請をしたときからこの保健師が訪問し、相談に乗ります。私は、地域包括ケア推進のために、このような住民一人ひとりの丁寧な把握の取り組みを普及、指導すべきと考えますが、福祉部長の答弁を求めます。

また、2つの自治体に共通しているのは、保険制度丸投げではなく、自治体として独自財源で努力しているということです。小鹿野町は、町立病院と一体で保健福祉センター、包括支援センターを町が建設整備し、町の職員がワンストップで地域包括ケアシステムを構築しています。

一方、和光市の場合、自宅のバリアフリー化改修について、国の制度では上限20万円の助成ですが、50万円もの上乗せを市が支援しています。また、低所得者がグループホームやサービス付高齢者住宅に入居する際に、月3万5千円の家賃助成を実施しています。特に、介護保険サービス利用料の本人負担は1割ですが、低所得者に対しては最大全額を助成しているのです。

県として、このような自治体独自の施策を積極的に普及していただきたい。また、県もこのような自治体に財政支援を行うべきと考えますが、福祉部長、お答えください。

A．福祉部長

次に、御質問3、「要介護者の尊厳を守り、能力に応じた自立生活を保障するための地域包括ケアを」についてお答えを申し上げます。

まず、自立支援・重度化防止の取り組みは、介護保険からの卒業の強制にはならないと考えるが、どうかについてでございます。

介護保険法では、高齢者は常に健康の保持増進に努め、要介護状態となった場合でも、その有する能力の維持向上に努めるとされており、

自立支援・重度化防止の取り組みは、こうした理念に基づき行われるものです。この取り組みは、本人の希望に沿って進めるものであり、介護保険からの卒業を強制するものではないと考えております。

次に、自立支援・重度化防止は、介護費用低減を目的に行われてはならないと考えるが、どうかについてでございます。

この取り組みは、高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を送っていただくことと、介護保険制度の持続可能性を維持することを目的としていると考えております。

次に、特別養護老人ホームなどの入所施設整備についてでございます。

在宅での生活が困難な方のために、セーフティネットとして入所施設も重要であると考えております。今後も、介護ニーズや市町村の意向などを踏まえ、必要な施設整備を進めてまいります。

次に、和光市などにおける住民一人ひとりの丁寧な把握の普及、指導についてでございます。

和光市では、介護保険事業計画の策定に合わせて行うニーズ調査において、65歳以上の高齢者全員を対象に、一人ひとりの状態の把握をしております。今年度は、市町村が第7期の介護保険事業計画を策定する年でありますので、会議等を通じてこうした取り組みを紹介してまいります。

最後に、自治体独自の取り組みの普及と財政支援についてでございます。

各市町村では、介護保険制度に係る給付などのほかに、一般財源などを活用した独自の取り組みを実施しております。具体的には、低所得者向けの利用料の負担軽減措置や紙おむつの支給、病院などへの移送サービス費の支給など、多くの市町村が実施しております。県では、こうした市町村独自の取り組みを定期的に把握し、その結果を市町村に提供していきたいと考えております。市町村独自の取り組みは、市町村が

地域の実情に応じて自らの判断で工夫して行っているもので、県が財政支援を行うことは困難であると考えております。

4 国民健康保険の被保険者の負担増は許されない

Q・金子正江議員

次に、4、国民健康保険の被保険者の負担増は許されない、です。

2018年度から県が国民健康保険の保険者となり、市町村の国保行政を統括監督する仕組みが始まります。国民健康保険法第1条には、「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と、国保が社会保障であることを明確に述べています。

知事にお尋ねしますが、国保の都道府県化に当たって、知事会が国費1兆円の投入を求めました。これは、社会保障にふさわしい国の責任を求めたことにほかならないと考えますが、いかがでしょうか。

1兆円の国費投入は実現しませんでした。毎年度3,400億円の投入を約束したとされています。これで知事は十分とお考えでしょうか。2点、知事の答弁を求めます。

県は3月に、国保事業費納付金及び標準保険税額の第2回シミュレーションを発表しました。この標準保険税額は、28年度比で全県平均で1.4倍、小鹿野町で2.06倍、蕨市1.86倍、戸田市1.83倍など余りにも大きく、自治体と住民に衝撃を与えています。国保では、加入者は低所得者なのに保険税は高いという国保の構造的矛盾が深刻です。年金生活者などの無職と非正規労働者などの被用者が、合わせて国保世帯の8割近くを占めるようになっていきます。加入世帯の平均所得は130万円台です。

仮に第2回のシミュレーションのような国保税の値上げをしたら、滞納が更に増え、制度そのものが破綻するのではないですか。新制度に当たって国保加入者の負担増は許されないと考えますが、どうか。

また、県も責任主体として、法定を超えて応分の財政支援をすべきと考えますが、以上、保健医療部長、お答えください。

「県国保運営方針」では、市町村法定外繰入れを赤字として、その解消を強調しています。市町村の法定外繰入れについて、解消すべき繰入れ、続けても良い繰入れに分けています。2015年度、全県の市町村が行った法定外繰入れは375億円、その約8割が解消すべきとされています。この繰入れ解消計画が実行されれば、全県で国保税の更なる引き上げが起こることは明らかです。保健医療部長、市町村の法定外繰入れは、市町村の判断を尊重すべきと考えますが、御見解をお示しください。

高い国保税が払い切れない滞納世帯が2016年6月現在、埼玉県では約116万世帯の17.9%、20万7千世帯に上ります。短期被保険者証交付世帯は約3万世帯、保険証が交付されない資格証明書発行世帯が1500世帯です。保険証がないため受診せず、受診したときには既に手遅れという悲劇が全国でたびたび起きています。県内では絶対にこんな悲劇を起こさせないように、資格証明書の発行をやめる指導をすべきです。保健医療部長の答弁を求めます。

A・上田清司知事

最後に、「国民健康保険の被保険者の負担増は許されない」についてのお尋ねのうち、知事会が国費1兆円の投入を国に求めたことは、社会保障にふさわしい責任を国に求めたものかについてでございます。

全国知事会としては、国の定率負担の引き上げなど、さまざまな財政支援の方策を講じ、今

後の医療費の増大に耐え得る財政基盤の安定化を図るよう国に要望しております。

御質問の国費1兆円は、全国知事会の社会保障常任委員会委員長の福田富一栃木県知事の発言と聞いております。福田知事は、平成26年7月の自民党の社会保障制度に関する特命委員会において、国保の財政基盤を強化するために必要な財政支援の1つの試算として例示した、このような旨を聞いております。

私は、国民皆保険の趣旨に照らすと、本来、医療保険はナショナルミニマムとしての国が一括して運営すべきものだという事は、この議場でも何回か申し上げたことがございます。今回の国保制度改革はその第一歩であり、少なくとも国の責任において、安定した財政基盤を確立させる必要があると思っております。そういった意味では、この発言は国に役割をしっかりと果たすように求めたものであると考えております。

次に、国民健康保険に対する公費投入が毎年度3,400億円では十分と考えるかについてでございます。

国と地方の協議により決定した国保に関する公費投入は、国保の財政基盤の強化に一定の役割を果たすものだと考えております。しかし、国民健康保険は低所得者や医療ニーズの高い高齢者が多いなどの構造上の問題を有しております。平成27年度決算においても、3,400億円を上回る赤字補填が行われているのが現状でございます。今後、県は国保の財政運営の責任主体となることから、赤字削減に向け、市町村とともに収納率向上や医療費適正化により一層取り組んでいかなければならないと考えております。一方、国に対しては、国保を持続可能なものにするための制度の見直しや財政基盤の強化について、強く求めてまいります。

A. 保健医療部長

御質問4、「国民健康保険の被保険者の負担増は許されない」についてお答えを申し上げます。

まず、新制度に当たっての国保加入者の負担増についてです。

制度改革により、来年度から市町村国保は県と市町村による共同運営となります。新制度では、市町村は県に納付金を納め、県は市町村に対して保険給付に必要な額を全額交付金として交付いたします。保険税については、市町村が県が提示する標準保険税率などを参考にして、地域の実情に応じて決定することとなります。納付金制度の導入により、市町村ごとの納付金額に増減は生じますが、この制度改革により、県全体の国保の医療費の総額が大きく増えることはないと思っております。制度の改正に伴う被保険者の負担増は、可能な限り避けることが望ましいものと考えておりますが、一方、新たな制度では、県は持続可能な安定した財政運営を担っていく責務を負うこととなります。

御指摘の国保加入者の負担への影響については、そうした視点から総合的かつ慎重に検討していく必要があると考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、県の市町村国保に対する法定外の財政支援についてです。

県は、法定の財政支援として、市町村に対して財政調整交付金などで平成29年度は総額約584億円の負担をする予定です。このうち、低所得者対策として、保険税軽減のために約117億円の支援を行うこととしております。県として、これに加えて市町村国保に対する法定外の財政支援を行うことは考えておりません。

なお、国保財政の安定化には、支出を抑えることも重要です。このため、県では糖尿病性腎症重症化予防事業や健康長寿埼玉プロジェクトなど、医療費の増加抑制に取り組む市町村の支援をしております。

次に、市町村の法定外繰入れは市町村の判断

を尊重すべきについてです。

県は、市町村に標準保険税率を示しますが、保険税率は最終的には市町村が決定することとなっております。法定外繰入れについては、保険税率と密接な関係があることから、市町村の判断によるものと認識しております。

なお、安定的な財政運営のためには、国保特別会計における収入の確保や支出の削減に努め、バランス良く財政運営を行うことが必要です。県としては、法定外の一般会計繰入れは、健全な財政運営の視点からは望ましくないと考えております。

次に、資格証明書の発行をやめるよう指導するべきについてです。

資格証明書は、保険税を納付できない特別な事情がないにもかかわらず滞納している方に対し、納付相談の機会を確保するために交付しています。事業の休止や廃止、病気など、保険税を納付できない特別な事情がある場合には、分割納付の相談や税の減免など、個々の状況に応じた対応をしています。県としては、納付相談の機会を十分に確保し、適切な対応が行われるよう、引き続き市町村に対して研修や実地指導等を行ってまいります。

5 部活動の発展のためにも、教職員の長時間労働の解消のためにも、部活動の負担軽減を

Q・金子正江議員

続いて、5、部活動の発展のためにも、教職員の長時間労働の解消のためにも、部活動の負担軽減を、です。

私は、教職員の長時間勤務の改善について、一昨年的一般質問でも取り上げ、教員の勤務実態把握について提案をしましたが、教育長の答弁は「勤務時間管理は校長の重要な責

務であると認識している」とのことでした。

文部科学省は今年4月28日、2016年度の公立小中学校教員の勤務実態調査の速報値を公表しました。中学校教諭の約6割、小学校教諭の約3割が週60時間以上勤務し、厚生労働省が過労死ラインとしている月80時間以上の残業をしていることが分かりました。10年前の調査に比べ、教員や校長ら、全職種で勤務時間が増え、中学校では土日の部活動の時間が倍増しています。

この部活動ですが、教職員の過重な負担も重大ですが、休養もない不適切な部活動は子どもの健康にとっても問題です。また、スポーツとしての成果も上がりません。日本スポーツ法学会理事、弁護士の望月浩一郎さんは、「長時間の練習ではなく、短い時間で成果を上げるような実践をしている指導者は、周りに広めてほしい。ただ放っておけば活動時間は長くなりがちなので、ガイドラインも必要です」と語っています。

県教育委員会は昨年3月、少なくとも土曜日か日曜日のどちらか1日は休養するなどの通知を出されています。しかし、その直後の国の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、県内39%、148校が「学校の決まりとしての休養日を設けていない」と回答しているのです。この週1日の休養について、文科省は1997年に中学校の休養は週あたり2日が望ましいと例を示しているのですが、週1日の休養では不十分と考えますが、どうか。

また、148校もの学校が、その1日ですら休養日を設定していないという現状をどのように改善されるのか、2点、教育長の答弁を求めます。

土日の部活のための教員の超過勤務については、3,000円の手当が支給されているとのこと。しかし、週休日の振り替えは認められていません。週休日がとれなかった場合、翌週に確実に週休日の振り替えを保障すべきと考えますが、この点についても教育長、答弁を求

めます。

A. 教育長

次に、御質問5、「部活動の発展のためにも、教職員の長時間労働の解消のためにも、部活動の負担軽減を」についてお答えを申し上げます。

まず、週1日の休養では不十分と考えるがどうかについてでございます。

議員お話しの平成9年に国から出された運動部活動の調査研究報告では、運動部活動のスポーツ障害や勝利至上主義を防止する観点から、参考例として週当たり2日以上休養日を設定することが示されております。県では平成28年3月に、教職員の負担軽減や生徒の健康面への配慮、部活動以外の体験活動の確保などのため、文化部も含めて、授業のない土日のどちらかを休みとするよう通知いたしました。まずは、この通知を徹底し、週休日のどちらかを休みとするよう各学校に指導していくことを考えております。国では、「運動部活動のガイドライン」の策定に向けて、既に有識者会議を立ち上げておりますので、この審議の状況も注視してまいります。

次に、県内148校の中学校が、学校の決まりとしての休養日を設定していないという現状をどのように改善するのかについてでございます。

県では本年3月に、運動部活動の活動時間や休養日の設定を工夫した具体例などを盛り込んだ指導資料を作成し、各学校に配布した上で、この資料の効果的な活用を促しているところです。また、今年度、休養日の設定を含めた部活動の実態を県独自に調査しておりますので、今後、その結果から課題を整理し、各市町村教育委員会と連携を図り、適切な部活動の在り方について周知してまいります。

次に、週休日がとれなかった場合、翌週に確実に週休日の振り替えを保障すべきについてお

答えを申し上げます。

土曜日、日曜日の部活動の指導を行う場合には、教員特殊業務手当を支給するという仕組みになっております。

ただし、公式大会に生徒を引率する場合などには、教員特殊業務手当の支給が週休日の振り替えのいずれかとなります。週休日の振り替えを行う場合には同一週を原則としておりますが、勤務の状況等を考慮して弾力的に指導しているところでございます。

6 教育に臨時はない - 定数内臨時的任用教員問題の解決を

Q. 金子正江議員

最後に、6、教育に臨時はない - 定数内臨時的任用教員問題の解決を、です。

2015年9月定例会の一般質問でも取り上げましたが、1年未満の任期で働く定数内臨時的任用教員の多くが担任を持つなど、正規教員と同様の職務を担い、同じ責任を負っています。本県小中学校の教員定数に占める正規教員の割合は88.1%で、全国4番目の低さです。以前、東京都の場合は、定数内は全員正規教員だと指摘したところ、東京都は不交付団体で、財政が豊かだからとの答弁でした。しかし、正規教員割合95%以上を実現しているのは、10都道県に上ります。なぜ10都道県にできて埼玉県にできないのでしょうか、教育長の見解を求めます。

また、定数内臨時的任用制度は計画的に廃止すべきであり、そのために正規採用数を増やすべきと考えますが、その点についても御答弁ください。

埼玉県の臨時的任用教員制度は、障害児教育に深刻なゆがみをもたらしています。小中学校の特別支援学級の臨任率は約39%に上ってい

ます。全体の臨任率が1割程度なのに比べて異常な数字です。特別に支援の必要な児童生徒の指導には専門性や継続性が必要であり、早急に改善を求めます。教育長、特別支援学級の高い臨任率の改善策を御答弁ください。

臨時的任用教員の同一校での継続の問題ですが、前回の一般質問では、「学校の状況や要望などを踏まえて、できる限り対応している」との答弁でした。しかし、「現任校と隣の学校を1年ごとに異動しながら繰り返し任用されている」など、現場の先生からは、同一校での継続勤務はまだまだ限定的だとの訴えもあります。本採用教員については、新任の場合は3年から5年は同一校勤務とする方針と聞いております。同様に、臨時的任用教員についても、3年から5年を基本に同一校での継続勤務を認めるべきです。教育長の答弁を求めます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

A．教育長

次に、御質問6、「教育に臨時はない - 定数内臨時的任用教員問題の解決を」についてお答え申し上げます。

まず、正規教員割合95%以上の実現について、10都道県にできてなぜ埼玉県にできないのかについてでございます。

本県においては、昭和40年代から50年代にかけて、他県以上の急激な人口増に伴う児童生徒数の急増等のため、多くの教員を採用したという経緯がございます。そのため、ここ数年、多くの教員が退職期を迎えておりますが、今後は児童生徒数の減少についても考慮しながら、長期的展望に立って計画的に教員を採用する必要がありますので、御理解をお願いいたします。

次に、定数内臨時的任用制度は計画的に廃止すべきであり、そのために正規採用数を増やすべきについてでございます。

定数内の臨時的任用教員が多い現状については、教員の大量退職と今後の児童生徒数の減少によるものでございますが、今後も計画的に比率を下げるよう努めてまいります。

次に、特別支援学級の高い臨任率の改善策についてでございます。

特別支援学級については、保護者や市町村教育委員会の要望を受けて、児童生徒1人でも学級設置を進めてきたことにより、臨時的任用教員の比率が高くなっていると認識しております。特別支援学級において、臨時的任用教員の比率を下げるための方策として、教員採用試験において資格、実績等による加点をし、専門性を持った教員を採用し、配置を進めているところでございます。

次に、3年から5年を基本に、同一校での継続勤務を認めるべきについてでございます。

県といたしましては、市町村教育委員会からの要望を踏まえ、同一校への継続配置を行っており、引き続き状況に応じて対応してまいります。

Q．再質問 金子正江議員

再質問をさせていただきます。

まず1つは、2番の医療的ケアの必要な子ども・重症心身障害児者の保護者への支給を急げの中の(3)についてです。

先ほども御答弁ございましたけれども、部長の方でも国の方にも働き掛けていきたいというお話でした。実際にこうした医療的ケア児を預かっている小規模の施設について、看護師の配置というのは非常に厳しいわけですが、運営にも大変響いてくるということです。

それで、報酬単価が余り高くないということで、そこにも問題があるわけですがけれども、この報酬単価、いわゆる補助金の改定というのが3年ごとに行われているということで、今の改

定したのが平成27年ですから、今度は平成30年になるわけですね。ですから、その平成30年に見合うような対応で積極的に国に働き掛けていただきたいと思いますけれども、この点について再度、部長の御答弁をお願いします。

それから、第2問目ですけれども、国保の問題です。今、御答弁をいただきました。そして、この制度が新しい制度になった場合、公費の投入も行われますけれども、市町村がこれまで行ってきた赤字解消のためのいわゆる独自繰入れが削減、解消されてしまうということでありますと、やはり国保の構造的な矛盾は改善されないというふうに思うんです。

それで、もう一度お伺いしますけれども、市町村の一般会計からの繰入れ、いわゆる法定外繰入れを行ってきた市町村に対して、これは先ほど保険税のことでは、市町村の判断に委ねるという最終的にはそうなんだというふうなお話でしたけれども、この辺の繰入れの問題についても市町村の判断を尊重するということが良いのか、その点について再度確認をさせていただきたいと思います。

それから、同時に、先ほど県の方では負担軽減のために117億円予定しているという御答弁でした。実施主体が県ということになるのであれば、やはり県がしっかりとした財政支援をして、シミュレーションによりますと、全体的に引き上がるということで、このシミュレーションを見た加入者は大変心配しているわけです。そういうところでも、国保加入者のいわゆる財政的な、ぜい弱なそういう基盤から言えば、加入者のこれ以上の負担をしてはならないというふうに思うんですけれども、その辺について、やはり県が実施主体としての責任を果たすべきだと思いますけれども、再度、御答弁をお願いします。

それから、再質問3ですが、質問6番の教育に臨時はないというところですが、御答弁をいただきましたが、特に臨任の先生たちは、正規

の先生と同じような職務と責任を負っています。にもかかわらず、臨時であるために、労働条件等での処遇のところで差が出ているわけです。特に、私は同一校勤務の問題で、子どもの教育的な視点から、1年で交代するというのではなくて、少なくとも正規と同じように3年から5年という、こういう長期的な対応で働いてもらうということをしすべきだというふうに思うんですけれども、その辺について再度、御答弁お願いいたします。

A．福祉部長

金子正江議員の御質問2、「医療的ケアの必要な子ども・重症心身障害児者の保護者への支援を急げ」の(3)「在宅療養の支え＝ショートステイ・日中の預かりの拡充を急げ」再質問にお答え申し上げます。

看護師報酬の改定の要望でございますが、この件につきましては、平成30年度の報酬改定に向けて国に要望してまいります。

A．保健医療部長

金子正江議員の御質問4、「国民健康保険の被保険者の負担増は許されない」の再質問についてお答え申し上げます。

まず、1点目、市町村の判断を尊重するのか、再度お聞きしたいということについてでございます。

保険税につきましては、市町村が県が提示する標準保険税率を参考にして、地域の実情に応じて決定するものというふうに認識しております。

2点目、今度の新制度では県が実施主体となるが、実施主体としてきちんと支援をすべきについてでございます。

県は、参考となる標準税率をお示しすることにより、安定した国保の運営について情報提供

をする立場でございます。被保険者の負担増は可能な限り避けることが望ましいものと考えておりますけれども、持続的な安定した財政運営を担っていく責務がございますので、そうした視点から総合的かつ慎重に支援してまいりたいと考えております。

法定外繰入れについては、地域の実情に応じて、市町村が県が提示する標準保険税率を参考にして判断するものというふうに考えております。今のところは、県として法定外の繰入れを行っていく予定はございません。

A．教育長

御質問6、「教育に臨時はない - 定数内臨時的任用教員問題の解決を」についての再質問にお答え申し上げます。

臨時的任用教員の同一校への継続配置については、それが望ましいというふうには考えますけれども、市町村教育委員会の要望もございましたので、そちらと相談をしながら引き続き対応してまいりたいと考えております。

2 議会運営委員会における秋山文和議員の質疑

2017年6月19日

委員長

去る6月12日の議運で自民委員から発言のあった、議第8号議案「北朝鮮による弾道ミサイル等の発射に断固抗議し、我が国独自の制裁措置の一層の強化を求める決議」及び議第9号議案「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に係る経費の負担に関する決議」についてである。

まず、(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

石川委員

議第9号議案について、2点確認したい。1点目は、全ての経費の負担を受け入れないとの趣旨ではなく、5月31日に行われた関係自治体等連絡協議会における協議を踏まえた上で、県内が試合会場となり、その開催に関わる人件費等、通常の経費は認めないわけではないということである。

2点目は、開会日に提案する理由について、考え方を確認したい。

本木委員

1点目についてであるが、通常の経費については、負担すべきものと考えている。2点目についてであるが、関係自治体等連絡協議会における4者合意において、大会関係経費のうち、割り振られていない350億円程度は、立候補ファイルを基本として今後整理・精査していくこととされた。そのため、大会組織委員会や東京都との整理・精査の進む前に、早期に本県議会としての意思を表明する必要があると考え、本日の提案に至ったものである。

秋山委員

私も提案者に名を連ねているが、我が会派は、意見書や決議は全会派一致を目指すべきものと考えているため、提案者からの削除をお願いする。

委員長

秋山委員に申し上げる。今配布されている議第9号議案には、秋山委員も提案者として名を連ねているが、削除することでよいか。

秋山委員

提案者からは削除するようお願いする。

委員長

委員の皆様へ申し上げます。ただ今、秋山委員から申出があり、議第9号議案「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に係る経費の負担に関する決議」の提案者から削除されたいとのことであるが、削除することでよいか。

<了承>

野本委員

先ほどの石川委員の発言にある、通常の経費の負担は受け入れて構わないという部分だが、オリンピック等の開催に係るもので通常の経費というものではなく、それは負担できない。

石川委員

先ほどの質問の趣旨であるが、今回の決議は、全ての経費の負担を認めないわけではないと受け止めている。例えば、競技会場となる市に県の職員が出向くということで人件費はかかり、多言語の表示をするのに県がある程度負担しなければならぬこともあると思われる。

そういった部分は、決議の趣旨から除かれるということを確認させていただいたものである。

野本委員

今回の決議の趣旨は、オリンピックと冠の付く出張は駄目だというものである。オリンピックの「オ」の字が付くものに、通常の経費というものはない。オリンピックに関する経費と通常の経費とをどう分けるか、線引きを行うものである。オリンピックに関する経費だからといって、埼玉県の前算を膨らませることは駄目だという趣旨である。現在の状況においては、大会組織委員会と東京都と開催県だけで通常の範囲とはここまでだということを調整し、埼玉県が負担する経費が膨らんでいく可能性がある。これに歯止めを掛けるため、今回決議をするものである。このような経費を認めた場合、地方自治法上及び地方財政法上の疑義が生じるため、決議を出した。我々の考え方として、通常の経費というものは当然負担するが、オリンピックに係る経費かどうか、きちんと線引きを行っておくべきだという話である。

石川委員

経費が膨らまないようにするためという趣旨は理解している。ただし、先ほども申し上げたとおり、人件費等、埼玉県が負担することも致し方ない部分もあると考えている。

野本委員

原理原則ということを知事が強調されているが、この原理原則というのは、オリンピックの組織委員会の中で決めた原理原則である。我々が守るべきは地方財政法上の原理原則である。そういったことを、きちんと線引きしようという話である。例えば、オリンピックにした関連した出張や人員の派遣といったことには、きちんと歯止めを掛けようという決議である。

石川委員

出張や人件費に関する経費も出さないということか。

野本委員

通常の人件費というのは、通常の行政上、一般の県の行政運営に係る経費である。

石川委員

提案者に確認させていただきたい。職員の派遣に関する経費の負担も認めないということによいか。

野本委員

オリンピックに関する派遣については、認めない。

木下委員

オリンピックの開催運営に関する経費については、原則どおり東京都や組織委員会が負担し、通常の、埼玉県が行う行政として、例えばバスケットボールや自転車競技の世界大会を開催する際、警備のために警察官を配置することに要する費用といった、他の大会と同様、行政が通

常負担する費用については当然負担するが、オリンピックの大会運営に関することは、しっかり組織委員会と東京都が責任を持って負担すべきということではないか。

野本委員

そういうことである。重ねて申し上げれば、ラグビーワールドカップに関する事務というのは、開催県として、埼玉県の自治事務ということになるが、オリンピックは開催都市として、東京都の自治事務として処理すべきものである。このため、埼玉県が、オリンピックの「オ」の字が付くものについて、拡大解釈すべきでない。

小谷野委員

担当課がきちんと処理すべきものである。それ以外のものについては、野本委員が言われたように、やるべきではない。

木下委員

今、担当課という話があったが、例えば、オリンピック・パラリンピックが開催されることに伴い、県が自主的に観光開発や気運醸成に関する取り組みを行うことは構わないが、大会運営に係るものは、絶対に組織委員会と東京都が負担すべきであり、そこはしっかり守るべきとの決議ということではないか。

小谷野委員

先ほど担当課が処理すべきと申し上げたのは、東京都が本来処理すべきオリンピックに関する業務を埼玉県が受けることは駄目ということである。

木下委員

仮に東京都からオリンピックに関する業務の委託を埼玉県が受けた場合は、それに係る経費をしっかりと東京都から受け取るべきである。原則を守るべきである。

石川委員

既に提案者に名前が記載されているので、会派として結論を出すため、協議させていただきたい。休憩を願う。

秋山委員

オリンピック以外の世界大会を埼玉県で開催する際、埼玉県が警備等の経費を負担しているが、今度のオリンピック開催に係るそのような経費を負担するのは駄目ということか、そうではないのか。

野本委員

そのような負担は受け入れないということで整理していきたいと考えている。埼玉県で競技は実施されるが、開催都市はあくまで東京都である。

委員長

石川委員に申し上げる。これまでの議論を踏まえ、会派として提案者からは離脱するということが。

石川委員

離脱するとは言っていない。もう少し、会派内で協議をしたいということである。

委員長

離脱する可能性もあるということか。

石川委員

その可能性も否定できない。

田村委員

今回の決議は、埼玉県の自治事務は埼玉県が責任を持って処理し、東京都の自治事務は東京都がしっかりやってくださいという話である。その線引きをしっかりやりましょうという確認の意味の決議である。

石川委員

それを踏まえた上で、会派内で協議させていただきたい。

委員長

暫時、休憩する。

石川委員

もう一度、議第9号議案における通常の経費の考え方について、提案者から説明していただきたい。

本木委員

通常の経費とは、埼玉県の自治事務の範囲内である。例えば、オリンピック・パラリンピック課の事務分掌において支出される経費は、通常の経費と考えている。

委員長

石川委員、提案者の変更はなしということでよいか。

石川委員

はい。

委員長

議第9号議案については、皆様のお手元にお配りした議案のうち、提案者名から秋山委員の名前を削除した形で本会議に提出するということがよいか。

<了承>

2017年6月26日

委員長

発言通告書についてであるが、公明委員から発言を求められているので、これを許す。

権守委員

15番金子正江議員の発言通告書を、13時に開会された議場で初めて拝見した。そこには、「1 知事の政治姿勢について」の中に、「(2) 内心を処罰する違憲立法＝共謀罪法は廃止すべき」とある。この表記はおかしいものである。共謀罪法という名称の法律は日本にはなく、極めて不穏当な表現である。法律の正式名称は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」である。百歩譲っても、省略しての名称は「改正組織犯罪処罰法」である。したがって、15番金子正江議員の発言通告書にある「共謀罪法」については、法律の正式名称又は「改正組織犯罪処罰法」のいずれかとすることを求める。また、質問の中で使用する法律名も、同様とすべきである。もし、「共謀罪法」というまやかしの不穏当な呼称が、本埼玉県議会の一般質問に使用されるとすれば、歴史的公文書である埼玉県議会会議録に永遠に残されてしまい、埼玉県議会の見識と品格が問われるものである。埼玉県議会の歴史に大きな禍根を残すことのないよう、法律の正式名称もしくは「改正組織犯罪処罰法」という表記に変更して一般質問を行うよう、金子正江議員に求めるものである。

委員長

ただ今の発言について、御協議をお願いする。

秋山委員

「共謀罪」という名称は、日本経済新聞や東京新聞の報道においても使用されている。その中には、法学者のコメントが掲載されているものもある。また、日弁連からも、「いわゆる共謀罪の創設を含む改正組織的犯罪処罰法の成立に関する会長声明」というものが出され、「共謀罪」という言葉が使用されている。さらに、知事が記者からの質問に対し、「共謀罪に関するテロ等準備罪と言われているところではありますが」と答えている。この法律は、国論を二分しているものであり、その中で、金子議員の質問は、多数の世論を代表する、一定の根拠のあるものである。このような背景がある中、提出した発言通告書を変更しろということは、それこそ議会運営に関して汚点を残すものである。また、石渡議員が「不穏当」として動議を出されたが、何が「不穏当」なのかという説明もされず、議長が採決したことも、議会運営として必要な公平・公正さを欠いていると思われる。我々としては、協議した上でこのまま一般質問させていただくこと以外の結論は考えられない。

田並委員

手続として、議長宛てに発言通告書を出し、許可されたものに対して動議を出すのはいかなものか。また、正式名称が望ましいということは理解できるが、表現の自由の問題や、通称としての「共謀罪」という名称は、県民にも一定程度浸透しており、これが直ちに「不穏当」という指摘は当てはまらないのではないかと。我が会派としても、この動議には反対する。

田村委員

委員長、整理してもらいたい。先ほどの本会議で出されたのは、休憩の動議である。発言通

告書の訂正を求める動議ではない。委員も勘違いされているのではないか。

田並委員

「発言通告書」と記載されているが…。

田村委員

これは議会運営委員会の協議事項である。本会議では休憩の動議が出されたので、我々も賛成した。今の秋山委員と田並委員の発言は、発言通告書の変更を求める動議を出したと誤解されていると思われる。発言を訂正していただきたい。

秋山委員

休憩動議そのものが異例である。一般質問が始まる前にいきなり出された場合、質問者だけでなく、傍聴人にも影響が及ぶものである。

田村委員

議論の内容が間違っている。委員長、整理していただきたい。

委員長

先ほど秋山委員から発言のあった、「不穏当として動議が出された」ということについてだが、本会議においては休憩の動議が提出され、所定の賛成者があり、議長が認め、休憩の動議が可決されたため、議運が開かれている状況である。

野本委員

秋山委員の発言において、「異例である」との表現があったが、休憩の動議が出されるという

ことは決して異例なことではない。

田村委員

議運での協議事項と、本会議での事象を混同しないよう、委員長に整理していただきたい。

委員長

本会議における動議は、休憩を求める動議であり、議運において、先ほど公明委員から、動議を出すに至った理由の説明があったものである。

野本委員

議長の議事進行に口を挟むとは、全く余計なことである。

秋山委員

本会議において、休憩の動議が可決されたということは理解した。しかし、一般質問を行うに際し、議運において順番を決定し、議長に発言通告書を提出し、議長の許しを得たので登壇し、質問しようとしたところで休憩が入ってしまった。このような議会運営の前例はあるか。

田村委員

議長の議事整理権の下で本会議の運営は行われている。それだけのことである。

秋山委員

このような前例はあるのか。

野本委員

事務局は答える必要ない。

委員長

秋山委員に申し上げる。休憩の動議が提出され、議長の議事整理権において動議が成立した以上、議長はそれを諮らざるを得ないものであり、これに関して良いか、悪いかということは、議運の場において議論するものではない。

田村委員

委員長、休憩をお願いします。

委員長

暫時、休憩する。再開時間は、追って連絡を行うものとする。

(休憩したまま、当日の委員会は散会した。)

2017年6月27日

委員長

金子正江議員の発言通告書についてだが、この件については、昨日の議運において御協議いただいたところだが、関係会派の調整が整わず、議運、本会議とも再開できずに会議時間を過ぎることとなった。

そこで、議長においては、各議員に本日の開議の通知をいただいたところである。まず、金子正江議員の発言通告書について、昨日に引き続き御協議をお願いします。

権守委員

昨日も申し上げたとおり、金子正江議員の一般質問における発言通告書の項目に「共謀罪法」とあるが、「共謀罪法」という法律は存在しない。一般質問に当たり、言論の場である議会においては、正確な名称を用いるべきである。正式名称である「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が長くて分かりづらいというのであれば、せめて、一般的に通用する略称として「改正組織犯罪処罰法」と記載すべきである。仮に、「共謀罪法」という文言を使用するならば、「改正組織犯罪処罰法、いわゆる共謀罪法」と記載するか、新聞報道の際にも使用されているように、かぎ括弧付きの「共謀罪法」とすべきである。本日の新聞各紙もそのようになっている。それが常識である。そうした配慮もなく、単に「共謀罪法」と記載することは、看過できない。

そもそも、さきに成立した「改正組織犯罪処罰法」は、過去の廃案となった法案と名称も中身もイコールではない。私たちは、この当たり前のことを指摘し、御協議をお願いしたいだけである。

また、日本は法治国家である。法律に反対を表明するのは自由であるが、意図的に本来とは

異なる名称を使用することで、成立した法律そのものを否定することは、国家秩序の根幹をなす法治主義を否定することとなりかねない。是非とも御理解、御協力を頂いた上で引き続き御協議をお願いしたい。

秋山委員

今の権守委員の話は、正式名称を使用すべきということであった。しかし、地球温暖化防止のための「パリ協定」など、略称で世間に広く通用するということはいくらかでもある。むしろ、正式名称の方が分かりにくい場合もある。本日の東京新聞では、県議会の様子を報道した紙面の下に、学者などが「共謀罪」について批判したとの記事が掲載されている。世間では、「共謀罪」という表現が常識である。広く国民にも通用しているということは明らかである。略称がいけないということで正式名称を用いた結果、通告文書がいたずらに長くなることは避けるべきである。

もう1つ申し上げたい。議会情報ネットワークにおいて、発言通告書がアップされ、第1稿、第2稿とそれぞれの項目が修正を重ねながら確定していくプロセスが県民にも公開されている。明日28日に行われる、公明党の萩原議員の発言通告書も掲載されている。このプロセスを見ると、同じように議長は「共謀罪法」と記載された発言通告書を受け付けている。これを、一会派の思わくにおいて、修正するように押し付けるのは、議長の権限を侵すものである。

委員長

秋山委員に申し上げる。ただ今発言のあった議会情報ネットワークは、広く県民に公開されるものではなく、あくまで議員及び議会事務局職員の中において公開されているものである。

秋山委員

了解した。このように、議長の了解を得て議会内では公開されているものを、一般質問を行う際にいちいち修正に応じていたら、果てしなく時間がかかってしまう。それこそ、埼玉県議会の汚点となってしまいうため、「共謀罪法」のまま、一般質問させていただくものとしたい。

権守委員

秋山委員からお話があったが、我が会派としては、あくまで適切な略称で表記することを求めているのであり、わざと正式でない名称を使用するというのは、何か別の意図があるのではないかとさえ思ってしまうものである。法律を否定したいのであれば、このような手段を用いることなく、正々堂々と議事堂において訴えるべきである。我々としても、質問自体を制止しているわけではない。議事録に残る公式文書には、正式な名称を使用していただきたいということを主張させていただいている。

秋山委員

何でもかんでも正式名称を使用すべきという主張は通用しない。当然、発言に当たっては、適切に行うよう考慮した上で行っており、他の会派に御心配いただく必要はない。

権守委員

正式名称でなくとも、適切な略称を使用すべきと主張している。

委員長

種々御意見はあるようだが、限られた会期中で、これ以上議事予定事項を停滞させることは望ましくないと考える。ついては、本日の一

般質問を予定どおり行わせていただきたいと思います
うが、御異議ないか。

< 異議なし >

委員長

御異議なしと認め、さよう決定した。

なお、発言通告書に係る協議のため、次回議
運は一般質問1人目終了後とすることで、御了
承願う。

< 了承 >

委員長

議事日程の確認についてだが、事務局に議事
日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

委員長

金子正江議員の発言通告書についてだが、何
か御意見はあるか。

権守委員

先ほど休憩中に新聞赤旗の記事を拝見させて
いただいた。そこに掲載されている記事では、
かぎ括弧付きで「共謀罪法」と掲載されている。
また、ホームページにおいても、同じくかぎ括
弧付きで「共謀罪法」と表記されている。党中
央の書き方の指示に従う必要があるのではない
か。こうした常識的な配慮がされているという
ことを申し添えさせていただく。

秋山委員

そのような点に、地方の我々が一律に拘束を
受けるということはない。発言通告書の確定に

については、先例集122にあるとおり、平成6
年3月22日の議運決定により、発言日の2日
前までとされている。過去2回の緊急質問にお
いても、発言通告書は事前に提出がされている。
したがって、発言通告書は、議長によって受け
付けられ、確定しているものである。他会派か
ら意見があったとしても、それに従わなければ
ならないものでもなく、確定したことについて、
削除することということはとんでもないことであ
る。

なお、金子議員からは、一般質問は明日28
日の一般質問3人目終了後に行いたいという希
望を有していると伺っている。

委員長

協議が整わないようであるので、現在、提出
されている金子正江議員の発言通告書に基づき、
一般質問を行うことでよいか。

< 了承 >

権守委員

公明党としても、議事を進行させることにつ
いては、了承する。しかしながら、本来、発言
通告書に法律名を記載するのであれば、正式名
称若しくは適切かつ常識的な略称を用いるべき
であり、このことについて、強く申し添えさせ
ていただく。

委員長

なお、金子正江議員の一般質問については、
本日の一般質問3人目終了後とすることでよ
いか。

< 了承 >

秋山委員

何時に再開されるのか。

委員長

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、13時でよいか。

委員長

開始時間については、準備ができ次第、直ちに再開させていただきたい。

<了承>

田並委員

一点確認させていただきたい。権守委員から発言のあった、発言通告書に記載する法律名は、正式名称若しくは適切な略称を使用するというのは、議運の決定事項ということか。

委員長

先ほどの発言は、意見を述べただけである。

委員長

議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

<事務局が資料を配布>

委員長

議事課長に説明させる。

<議事課長説明>

委員長

その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・6月29日(木)の朝、午前9時30分とすること
でよいか。

<了承>

3 企画財政委員会における前原かづえ県議の質疑

2017年7月3日

付託議案に対する質疑

Q．前原委員

- 1 177法令が県から移ることにより、市において増える事業はどのくらいか。
- 2 事務量の増加を考慮すると、県の財政支援が必要と考えるがどうか。
- 3 県としての今までの支援及びこれからの支援に係る対応を確認したい。

A．財務課長

- 1 県から移譲する事務が2,200増えることとなるが、市が自ら新しく行う事業もあり、事業数のカウントは難しい。
- 2 中核市になることについては、地方交付税で措置されることとなるので、県からの財政支援は特にならない。
- 3 川口市が平成26年11月に移行を表明して以来、県と市で、延べ10回、事務担当者連絡会議を開催してきた。移譲に係る事務や総務省ヒアリングについても、市と県で一緒に対応してきた。人的支援としては、平成28年度から市へ1名派遣している。あわせて、市からも実務研修生として職員に県へ来てもらっている。これからも、こうした人的支援を中心に応援していきたい。

4 環境農林委員会における柳下礼子県議の質疑

2017年7月3日

付託議案に対する質疑（農林部関係）

Q．柳下委員

- 1 これまで、動物との触れ合いをどのようにやってきたのか。
- 2 地産地消の観点から、野菜や牛肉をその場で食べることができるのか。
- 3 畜産をめぐる情勢は厳しいものがあるが、現状はどうなっているのか。また、どのように改善していこうと考えているのか。
- 4 利便性向上施設整備としてバリアフリー化を行うとあるが、現在はどのような状況なのか。また、どのような整備をしていくのか。

A．畜産安全課長

- 1 放牧したヤギとの触れ合いができる。ヒツジについては、ヒツジ舎の整備により、放牧するエリアで柵越しになるが触れ合えるようになる。
- 2 牧場内では火を使えないので、焼き肉などはできないが、畜産物の加工品やパック詰めになった精肉を販売する。
- 3 肉牛には和牛、交雑種、ホルスタイン肥育牛があるが、全国的に見ても埼玉県は和牛の比率が低い。牧場では、繁殖雌牛や肥育素牛を農家に譲渡する事業をしている。また、彩の国黒豚や、豚の凍結精液を用いた人工授精技術を普及し、戦略的な生産を支援している。
- 4 砂利敷きで、車椅子の方が通れない場所があるため舗装し、バリアフリー化する。

Q．柳下委員

- 1 ヤギやヒツジを放牧するとのことだが、今後、どのような人を対象にどのように来場者

を増やすのか。

- 2 東松山市内の牧場直売所では、和牛とタマネギをセットにし、牛丼調理用として販売していたりもする。農家と連携して、このようなお土産の販売について考えているのか。

A．畜産安全課長

- 1 現在、子連れや孫を連れてくる高齢者の方が多い。ヤギは、おとなしいので子どもが触れ合うのに向いている。ヒツジは群れで行動し、じかに触れ合うのは難しいため柵越しに触れ合うことを考えている。
- 2 直売所では、生産者自らが販売をしているが、生産者とも連携できるように検討する。

Q．岡地委員

- 1 ネギの根が食害されるということを初めて聞いた。熊谷市、深谷市の一部で2年ほど前から発生しているということだが、平成27年度からの発生状況について教えてほしい。また、外来種ではなく新種であるのか。
- 2 被害面積、被害金額について教えてほしい。

A．農産物安全課長

- 1 新たに確認された重要病害虫については、幼虫がネギの根の付け根から上の白い部分を食害する被害が出ている。県では、今年度防除対策を実施した地域での防除効果の確認と合わせて、被害状況を調査したいと考えている。発生調査は、平成27年度は行ってない。平成28年度に実施した調査は、防除実施範囲を確認するための発生地域を特定するための調査であり、発生面積は把握できてい

ない。平成28年6月に国内未確認の種のクロバネキノコバエ科の一種であると判明した。これまでの研究で、国外で同様な種の存在は確認されているが、外国から侵入してきたか、突然変異かは試験研究中である。

- 2 被害面積を把握することは非常に難しい。理由は、この重要病害虫はクロバネキノコバエ科の一種であるが、食害があってもネギとニンジンとは、共に地上部が枯れないため、被害面積を捉えることができない。また、被害の程度はほ場ごとに差があり、一概に栽培面積から被害面積を算出することができない。さらに、ネギ、ニンジンとも作付面積の統計数値がないことや生産者の出荷先が産地の市場、農協、農産物直売所など多岐にわたることなどから、被害金額の算出は難しい。

Q．岡地委員

- 1 国の防除方針に基づく徹底防除とのことだが、薬剤散布の面積はどのくらいを考えているか。
- 2 出荷残さを焼却処理するとのことだが、処理量はどのくらいか。

A．農産物安全課長

- 1 まん延防止のために散布する地域を含め、590ヘクタールを予定している。深谷市は360ヘクタール程度、熊谷市は230ヘクタール程度である。
- 2 2,500トンと積算している。

Q．岡地委員

590ヘクタールはかなりの面積だが、農薬の効果は確認しているか。

A．農産物安全課長

今回使用する農薬は、今年2月に新たに登録された1剤と、6月に登録された2剤の合計3剤である。試験研究機関で、病害虫に効果があることを確認し登録されたものであり、防除効果があると考えている。

Q．岡地委員

- 1 近隣県での発生状況はいかがか。
- 2 ネギへの食害が分からずに食べてしまった場合の健康への安全性はいかがか。

A．農産物安全課長

- 1 平成28年度に国の指示に基づき、本県に隣接する1都6県の、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、山梨県、長野県において発生状況の調査が実施された。この結果、群馬県で一部発生が確認されたが、そのほかの県では確認されていない。
- 2 人畜無害である。仮にこの虫を食べてしまっても、人の健康を害することはないと聞いている。

Q．柳下委員

深谷ねぎへの風評被害等を懸念しつつも、発生を拡大させないため早く対策を打つ必要がある。今回の対応状況について聞きたい。

A．農産物安全課長

平成26年度、平成27年度は、登録農薬がなかったことから、出荷残さの適切な処理や虫が付着したネギが市場流通しないように指導を行った。

5 福祉保健医療委員会における秋山文和県議の質疑

2017年7月3日

議員提出議案に対する質疑(議第10号議案)

考えるが、この条例案には明記されていない。
どのように担保されているのか。

Q. 秋山委員

- 1 第2条第5号にある「養護者」、第6号にある「施設等養護者」の定義について、養護者には里親も入るのか。また、施設等には自立援助ホーム及び子どもシェルターは該当するのか。
- 2 「児童」の定義に、18歳以上の児童養護施設に入所する方や、自立援助ホームに入所している方は該当するのか。
- 3 第6条第3項に「養護する児童の安全を確保するため、深夜に児童を外出させないよう努めなければならない」とあるが、これはどのような理由からか規定されたものか。また、他の法令等に準拠しているのか。
- 4 第8条において、県民は「県及び市町村が実施する虐待の防止等に関する施策に協力するよう努めるものとする」とあるが、社会福祉法人等の団体への協力はどのように位置付けて考えているか。
- 5 第13条第2項に「県は、市町村と連携し、虐待を受けた児童等に係る通告、通報、届出を常時受けることができる環境の整備に努めなければならない」とあるが、市町村が窓口となり全て受けるというわけではなく、全県で市町村をまたいで受け付けられるような仕組みを県が考えるという規定だという理解でよいか。
- 6 第22条の虐待に係る検証の規定について、狭山市で起きた3歳女児虐待死事件では、県は検証委員会に加わらず、市が第三者を加えた検証委員会において検証し、報告書を公表している。この報告書では、県が加わっていないことを批判している。県と市町村が共に、第三者の視点も加え、公表することが大切と

A. 立石議員

- 1 里親は、児童の身の世話をする者として養護者に入ることを想定している。自立援助ホームは、施設等養護者の定義の中にある児童福祉施設等として知事の告示に委任しているが、児童が入所して日常生活の援助を受けるものであることから、告示で定められ、施設等養護者に含まれることを想定している。子どもシェルターは、検討段階において様々な意見があったが、児童の身の世話をする者に該当するものに関しては養護者に含まれると解釈されると考えている。
- 2 18歳以上でも自立援助ホームに入所する方もいる。そういった方や64歳で施設に入所されている方についても、できる限り対応していくという趣旨で条例案を作成した。
- 3 例えば、深夜に子どもを連れて居酒屋などにいる保護者などが見受けられるが、深夜遅くまで子どもを連れ回すことは、児童の健全な育成・健康に悪影響を及ぼすものであると考える。このため、安全配慮義務とともに、児童の安全の確保の観点から規定したものである。なお、青少年健全育成条例第21条第1項と同様の規定であるが、一貫性を持たせるため、確認的に規定したものである。
- 4 第8条に、県民は、「虐待のない地域づくりのために積極的な役割を果たすよう努める」と規定しているので、社会福祉法人等の団体に対しても地域づくりを共に行う一員として一緒に協力していくよう努めていくべきものと考えている。
- 5 第13条の通告等がしやすい環境整備の規

定については、窓口を市町村一本化するという趣旨ではなく、県で通告等がしやすい環境を作ってそれぞれの対応ができるようにするという趣旨である。

- 6 児童虐待については、児童虐待防止法及び厚生労働省の技術的助言により、原則として都道府県が検証を行うこととされている。質問のとおり、児童相談所が関与していない案件に関しても、今後は、県が市町村と連携してやっていくべきと考え、条例案を策定した。また、県が検証を行うこととされている厚生労働省の技術的助言では、検証組織は、その客観性を担保するため、都道府県児童福祉審議会の下に部会等を設置することや検証委員は外部の者で構成すること、検証組織の報告を公表することなどとされていることから、児童虐待については、これらの方法が担保されているものとする。また、法令で義務付けがされていない高齢者虐待や障害者虐待についても、今回同様に県が検証を行うことを義務付けたところであるが、児童虐待の検証方法と変える必要、例えば、高齢者虐待だから公表しないといったことは不合理だと考えるため、児童虐待の検証と同様に実施される。

6 産業労働企業委員会における村岡正嗣県議の質疑

2017年7月3日

付託議案に対する質疑

Q．村岡委員

この事業は、最後まで面倒を見るのではなく、途中までのつなぎを県がやるというように聞こえるが、県がやる意義はどこにあるのか。

A．就業支援課長

通常、プロフェッショナル人材と民間企業がマッチングする場合は、当然、民間の人材紹介会社1社と相対で行うことが考えられる。今回、このようなスキームで県が複数の事業者を登録していることで、より多くの事業者によるマッチングの場が得られることになるので、人材を探しやすくなるというメリットが1つある。もう1つは、県が人材事業者を登録する形を採るので、中小企業の側にも県の信用力により、信用していただけることで、ハードルが下がると考える。そういった点が、県がやるメリットと考えている。

7 文教委員会における金子正江県議の質疑

2017年5月24日 閉会中審査

「埼玉県教育委員会委員に自戒反省を求める決議」を本委員会として行う動議について

からの影響を受けないということが第一であるので、その辺を大事にしたということを御理解いただきたい。

浅井委員

「埼玉県教育委員会委員に自戒反省を求める決議」を本委員会として行う動議を提出する。

ただ今配付した案文の朗読をもって、説明に代えさせていただく。このたび、埼玉県教育委員会から、委員の連名で、議長宛てに「教育長の早期就任について」との文書が提出された。もとより、教育委員会は、法律に規定されている制度にのっとり、その職務を全うすべきである。本議会が、慎重審議を行うことが適切であることから継続審査と決した議案に関し、議長に対し特段の配慮を求めることは、議会による公平中立な審査に影響を与えかねないものであり、極めて遺憾であることから、強く自戒反省を求めるものである。以上、決議する。

以上で説明を終わる。

「埼玉県教育委員会委員に自戒反省を求める決議」を本委員会として行う動議に対する討論

金子委員

2月定例会のときに私どもは継続審査に反対した。教育行政に影響を与えるべきではないという立場からである。今回のこの決議案で述べられている「議長に対し特段の配慮を求めることは、議会による公平中立な審査に影響を与えかねない」としていることについて、「公平中立な審査」というのであれば、既に2月の定例会が終わってから、かなりの時間がたっているわけであり、今日まで十分な審査の時間があつたというふうに考えられる。教育委員が、教育長が決まっていなかったことに対して不安があるということもあって、このような文書が議長宛てに出されたのではないかと考えるところである。

よって、この決議には反対する。

金子委員

決議案の文言の中に、「議会による公平中立な審査に影響を与えかねない」と記載されているが、私どもは2月定例会でも継続審査に反対していた。2月定例会が終了して既に1か月以上たっている中で、「公平中立な審査」について、この間に十分に審査をする期間があつたのではと考えられるわけである。このことから、この文言に対してはどうなのかと思うが、いかがか。

浅井委員

公平中立というのは最も大事であるので、やはり委員のそれぞれの考え等も聞くことが必要かと思う。ともかく、公平中立の原則は、外部

8 自然再生・循環社会対策特別委員会における秋山文和県議の質疑

2017年7月5日

Q．秋山委員

- 1 県では、2020年に2005年比で21%温室効果ガスを削減する目標があるが、国の目標やパリ協定との整合性は取れているのか。また、最終的な目標はどうなっているのか。
- 2 2020年における温室効果ガス排出量を2005年比で21%削減する目標を達成するには、今の2倍以上のスピードで削減を進めていく必要がある。今後、どの部門に力を入れていくのか。
- 3 事業所などで地中熱ヒートポンプを導入した事例はいくつかあると思うが、効果はどのように報告されているのか。また、十分な効果が出ているのか。

A．温暖化対策課長

- 1 2050年に60から80%削減という当時の国の目標も踏まえて、本県では、2020年までに当初25%、現在、見直しをして21%削減という目標を設定している。そして、国では現在、2030年までに26%削減という目標をパリ協定に約束草案として提出している。よって、県の目標はパリ協定と国の目標と整合性が取れている。また、最終目標であるが、県としては2050年までに60から80%削減という長期的な目標はあるが、かなり長期的なものであるため、短期的なものとして2020年を目標としている。しかし、短期的な目標である2020年まであと3年しかないため、今後、県としては、国の2030年までの目標を目安に、目標の設定を検討していく。
- 2 現在の温室効果ガス排出量は、基準年度比で10.4%の削減であり、今後2倍のス

ピードで削減を進めなくてはならないという委員の御指摘は、そのとおりである。家庭部門については、高齢者の単身世帯が増える中で更なる削減は難しい。しかし、産業・業務部門では、製造品出荷額が伸びる一方で温室効果ガスの削減は進んでいる。エコカーの普及が進む運輸部門も削減の余地がある。各部門において全力で取り組んでいきたい。

A．エコタウン環境課長

- 3 平成27年度に2件、平成28年度に3件補助している。平成27年度の例では、熊谷市のいちご農園において、栽培促進のための冷却用に地中熱を活用し、収量が2割程度向上したと聞いている。また、3割程度の電気使用量の削減効果も見込まれている。平成28年度の例では、行田市の事業所において総事業費5,000万円ほどのシステム導入に対し補助を行い、節電効果により15年程度で事業費が回収できるくらいの効果があると聞いている。

Q．秋山委員

- 1 CO₂については、産業の拡大や車の台数の増加など母数が増えている中で削減が進んでいる。一方で、温室効果ガス削減により商品の製造が減少しては意味がない。このようなプラス面とマイナス面との両方を検証しつつ、削減努力に対しどのような効果があるのかという検証をすべきではないかと思うが、いかがか。
- 2 CO₂の吸収源である緑を増やす取り組みに関しても併せて資料にまとめてあると分かりやすいと考えるが、いかがか。

3 春日部市役所への地中熱設備導入に関して
県は補助していないのか。

A . 温暖化対策課長

- 1 産業業務部門において、経済の成長と温室効果ガスの削減は両立している。これは、企業において、特に東日本大震災以降、省エネによるエネルギーコストの削減が定着してきているためである。成長度合いにもよるが、今後更に削減が進むことが見込める。運輸部門については、車の登録台数は微増であり、台数の増加と温室効果ガスの削減について完全な相関関係の検証はできていない。市場に出ている新車の8割から9割が低燃費車であり、このまま買い換えが進めば削減も進むと考えてはいるものの、車は高価であり簡単には買い換えが進むものではないものと理解している。オリンピック・パラリンピックは、日本を挙げて環境をPRする絶好の機会であり、県としても温室効果ガスの削減に引き続き努力していきたい。
- 2 県ではみどりの再生に取り組んでいる。CO₂の吸収源として、森林整備は望ましい方向に進んでいるが、都市の緑化は苦戦している。

A . エコタウン環境課長

- 1 環境省の資料によれば、オフィスビルにおける電力削減効果は年間で4割以上との数字がある。
- 3 春日部市役所には、県は補助していない。

9 公社事業対策特別委員会における前原かづえ県議の質疑

2017年7月5日

Q．前原委員

- 1 埼玉県産業文化センターについて、ソニックシティホールは建設後30年以上経過しているとのことだが、音響設備や空調設備などの老朽化をどのように認識し、今後の改修計画についてどう考えているのか。
- 2 埼玉県産業振興公社における先端産業等に関する製品化・事業化について、現時点で製品化できるものにはどのようなものがあるか。
- 3 埼玉県下水道公社について、下水汚泥による発電の状況はどうか。
- 4 災害時の対応については最終的に県に責任があると思うが、考え方を確認したい。

A．(公財)埼玉県産業文化センター理事長

- 1 東日本大震災以降、ホールの吊り天井は危険であるとの認識になっているが、改修には相当な額が見込まれることから、県産業労働部などと今後どうすべきかの検討を進めているところである。国の基準を確認しながら、工法についても詰めていく必要がある。小規模な修繕はここ10年、年平均で約3億6,000万円かかっているが、県に頼りきりではなく、当財団でできる修繕は行うこととしている。施設改修の準備資金に係る事業については、一覧表を作成しており、今年度は1億8,000万円程度かかる見込みである。財団の収益にも限界があるが、もう少し自立した体制を作り、県の負担を小さくできるように最善を尽くしていきたい。なお、さいたま市からホールの地代について負担を求められており、5,000万円程度支払うこととなっている。

- A．(公財)埼玉県産業振興公社新産業振興部長
- 2 地中熱を利用した最新型ヒートポンプシステムや断熱遮熱効果が高いガラスフィルム、医療分野の中で心筋梗塞の予防治療に役立つ悪玉コレステロール自動測定装置などの製品化を予定している。

A．参事兼下水道事業課長

- 3 元荒川水循環センターで下水汚泥を活用するガス発電を事業化し、現在、施設を建設している。汚泥からガスを取り出すまでは、本来の処理工程の一環として下水道公社管理の予定だが、ガスエンジンで発電し、固定価格買取制度で売却して収益を上げる部分は、官から民へリスク移転をするのが適切と判断し、民設民営で行っている。発電については、水循環センターの敷地を使った太陽光発電の事業を昨年10月から開始しているが、県が太陽光パネルをリースして、運営は民間に任せ形で事業を展開している。
- 4 昨日も大雨が降ったが、県と下水道公社の数十人体制で対応した。県では、流域下水道事業の管理者としての責任上、平素から危機管理に関する対策を計画し、下水道公社、民間事業者と合同で毎年訓練を実施している。現場の対応については、県は建設、下水道公社は維持管理を担当していることを踏まえ、仮設の池の設置などの対策は県が、これらを適切に運転管理するのは下水道公社が担当するなど、適切に役割分担を図っている。

Q．前原委員

- 1 ホール改修等のために利用料を値上げするのではなく、県の財政支援が必要だと考えるが、

さいたま市からの地代はどう払っていくのか。

- 2 先端産業等に関する製品化・事業化について、事業化の目途が立たない事業に見切りを付ける判断も必要と考えるがいかがか。

A.(公財)埼玉県産業文化センター理事長

- 1 地代については、ソニックシティホール棟の敷地の一部がさいたま市の市有地であることから発生するものであり、県が負担している。

A.(公財)埼玉県産業振興公社理事長

- 2 製品化・事業化には、産業の特色をしっかりと把握することが重要であり、事業化できるまでにどのようなことが必要かを考えて進めている。ただ、いいシーズであっても製品化に至るまでにコストが見合わない、期待する品質が得られないということは多々ある。このため、その状況に応じて取捨選択し、より効率の良い運営に努めたい。

Q.前原委員

小規模修繕について一覧表を作っているとのことだが、それを県に提出し、県の支援を得ていく必要があると思うが、いかがか。

A.(公財)埼玉県産業文化センター理事長

当財団が実施することとなっている小破修繕の範ちゅうであるため、一覧表は県に提出していない。当財団では、緊急に修繕が必要であるが、県の予算がない場合などに備えて積立資産を持っている。

10 少子・高齢福祉社会対策特別委員会における金子正江県議の質疑

2017年7月5日

Q．金子委員

- 1 各市町村において、地域包括ケアシステムの構築を進めているところであるが、地域包括ケアシステムモデル事業を実施している4市町での成果を、どう各市町村の取り組みに反映させるのか。
- 2 資料7ページの「4 認知症施策の推進」に、認知症初期集中支援チームの設置などあるが、具体的にはどのようなものか。
- 3 資料8ページの介護保険施設等の整備状況の表に政令指定都市等は含まれているのか。

A．地域包括ケア課長

- 1 地域包括ケアシステムモデル事業は、平成28年度から開始している。羽生市、蕨市、新座市、川島町の4市町で実施しており、自立促進として、和光市方式の自立支援型地域ケア会議のほか、介護予防、生活支援の体制整備の3つ全てをやっていただくものである。モデル事業は平成30年度で終了するので、来年度終了時点で4市町全体の報告書を作り、他市町村へ提示したい。なお、昨年度の成果については、既に昨年度中に他市町村へ成果報告をしている。今年度の成果についても、2月に成果報告会を行い、他市町村に提示したい。
- 2 認知症サポート医と保健師、介護福祉士など複数の専門職が3名以上でチームを組み、認知症地域支援推進員や地域包括支援センターなどと連携して早期発見・早期対応を行っている。国は、各市町村において平成30年4月1日までにチームを設置することとしており、本県では現在44市町村で設置されている。県としては、今年度中に全ての市町村でチームが設置されるよう支援していき

たい。

A．高齢者福祉課長

- 3 政令指定都市等も含んだ整備状況となっている。

Q．金子委員

平成28年度から成果報告を順次しているということだったが、市町村では、医療介護連携などがまだまだ進んでいない。具体的支援はどのように行っているのか。

A．地域包括ケア課長

市町村の支援に当たっては、人材育成と調整、市町村間の情報共有が大切である。人材育成に関しては、市町村職員や地域包括支援センター職員を対象にした研修、認知症初期集中支援のサポート医の研修やチーム員の養成、生活支援コーディネーターの養成などを行っている。地域包括ケアシステムを構築していく上で、人材育成は重要であると考えており、力を入れている。また、市町村の支援として、進捗管理も大事である。地域包括ケアシステム構築の進捗度を測る25項目を県が設定し、年2回、市町村の進捗状況を確認し、適宜アドバイスを行っている。

11 危機管理・大規模災害対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2017年7月5日

Q．村岡委員

を進めていく。

- 1 平成25年9月の越谷竜巻を経験したが、医療ボランティアが自治会館に救護所を設置しており、とても役立っていた。市長にこの話を伝えると医師会にも伝えるとのことであった。避難所に対しては多くの支援がされると思うが、避難所外の医療ボランティアとの連携について、県としてどう進めていくのか。
- 2 災害時要援護者にとってのトイレ対策をどうするのか。

A．消防防災課長

- 1 避難所における医療ボランティアについては、避難所運営マニュアルで対応しているが、避難所外については保健医療部と連携して対応していく。
- 2 トイレはしっかり備蓄することはもちろんのこと、男女別のトイレや授乳室の設置など、女性に対する幅広い配慮をしていきたい。

Q．村岡委員

- 1 医療ボランティアの件については保健医療部と検討した内容を委員会で報告してほしい。（要望）
- 2 兵庫県ではトイレ対策検討委員会を設置してマニュアルを策定している。県でも検討委員会を作るなどして対応を進めてほしいがどうか。

A．消防防災課長

- 2 避難所のトイレの件については、どのような形となるかは分からないが、しっかり検討

12 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2017年7月5日

Q．柳下委員

- 1 資料1の1ページの「(2)平成28年度の結果」で、「一部改善が見られたものの、2年連続、全ての教科区分で全国平均を下回っている」と記載しており、大変深刻に受け止めているとの説明があったが、具体的にどう改善していくのか。見通しと具体的な取り組みについて示していただきたい。
- 2 全国学力・学習状況調査を導入してから、各地で教員が平均点競争に走らされて、平均点を上げるために教員が正解を教えることや、テスト対策のドリルばかりで本来の授業がおろそかになるなどの問題が噴出している。そのような学力形成に有害な全国学力・学習状況調査について、今後どのように考えていくのか。私は、廃止して以前のような抽出調査に戻したほうがよいと考えるがいかがか。
- 3 面白く分かりやすい自主的な授業づくりを奨励して、学習の遅れがちな子どもたちへのケアを手厚くするなど、本来の学力形成を進めることが一番大切だと思うが、この点について教育長の考えをお示しいただきたい。
- 4 県南部地域の特別支援学級の教室不足がずっと問題になっている。教室不足や人数が増えればクラスを分けるといった状況は、普通の高校では考えられない。特別支援学校では1教室当たりの児童生徒数が決められていないが、きちんと基準を決め、普通の学校と同じようなシステムにすべきと考えるがいかがか。
- 5 医療的ケアが必要な子どもの母親は、特別支援学校に行くのに自分がずっとついていなければならず、バスに看護師が乗っていなければずっと手が離せず拘束されてしまう。24時間365日、医療的ケアが必要な子どもを抱えて、母親は疲れ切ってしまう状況に

なっている。誰にでも学ぶ権利、授業を受ける権利があり、それを支援する取り組みについては教育局としても抜本的な対策が必要だと思う。また、このような問題については、文部科学省に対して働き掛けをすべきと考えるがいかがか。

A．義務教育指導課長

- 1 全国学力・学習状況調査で出ている問題は、読み書き計算ができるだけでは解けない、しっかりと主体的・対話的な学びをやり、日常の場面も取り入れながら行った授業を前提に、しっかりと理解しているかどうかを問う問題が多い。このような点から、まずは全国学力・学習状況調査の問題を教員が見て、単にドリルを解くだけでは解けないことを自覚することや、対話的な場面や日常の場面を取り入れたような問題が数多く出ていることを見て、授業改善をしていくという点が必要だと思っている。そのため、校長会などあらゆる機会でも、今このような問題が出ており、このような部分が問われているということをきちんと知っていただくことが最も重要であり、しっかりと取り組んでいきたいと考えている。
- 2 全国学力・学習状況調査に関しては、県としてほかの都道府県と比較した場合に、まだまだ改善の余地があるということは受け止めて、一人ひとりをいかに確実に伸ばしていくかという視点で結果を出していきたいと考えている。正答率が高い子どもも低い子どももそれぞれの立ち位置から少しでもできるようにしていくことで、結果として、全国学力・学習状況調査で結果が出てくるのが重要であると思っている。その意味では、全国の調査も県の調査も抽出ではなく、全体を対象と

して行う必要があるのではないかと考えている。

A．教育長

3 子どもが聞いているだけの受け身の授業ではなく、自分で参加できることが面白く分かりやすいということにつながると思う。その意味では、導入しつつある協調学習が非常に効果があるのではないかと考えている。県独自の学力・学習状況調査と高校の協調学習のいずれも、子どもたちの学力を高めることが最終目的ではあるが、良いデータやグッドプラクティスを多く集めて、それを多くの教員で共有できるようにすることがもう1つの大きなポイントである。良い例を大勢の教員で共有することにより、多くの教員が分かりやすい授業を行っていく上での参考になるものと考えている。

A．特別支援教育課長

4 小・中学校や高等学校とは異なり、特別支援学校の学級編制は、小中学部では6名、高等部では8名、また、重複障害といって複数の障害を持っている子どもだと3名と、学級の編制にも様々な形態がある。そうした点や一人ひとりのニーズに応じて、施設設備についてもいろいろな配慮が求められる。国レベルでも、施設設備の方針はあるが基準まではないと聞いている。ただ、こうした方針を参考にし、県で整備する際にも生かしていきたいと考えている。

5 委員お話しのとおり、医療的ケアの必要な子どもの御家族の負担は大変な状況であると認識している。これまでも、医療的ケアが必要な子どもの支援として、看護教員や非常勤講師の拡充などに努めてきたところである。

例えば、人工呼吸器を付けた子どもは10年前にはなかなか登校できなかったが、最近はそうした子どもも訪問教育から通学へと変わってきており、医療機器の進歩なども踏まえて、引き続き生徒、保護者の要望、ニーズ等に配慮しながら適切に対応していきたいと考えている。

Q．柳下委員

1 医療的ケアの必要な子どもに対する教育は改善の方向にあるということだが、訪問教育と異なり、子どもの人間としての全面発達には集団生活が必要だということが様々な教育実践の中で明らかになってきている。母親たち家族のニーズ、子どもの人間としての全面発達を考慮した改善を引き続き強く求めるが、この点について再度伺う。

2 教員が全国学力・学習状況調査の平均点を上げるために競争させられているという実態があるが、児童生徒一人ひとりの能力や主体的な力、問題解決能力をどうやって引き出していくのかという点では、教員には競争ではなく本当の教育をすることが求められている。子どもは絶対的な存在であり、隣の子もやほかの子もと比べられる存在ではない。世界に一人しかいない子どもの力を引き出していくために、一律にテストを行って全国の何万名と比較することはいかがなものかと思う。その点についてどう考えるのか。

A．特別支援教育課長

1 子どもの発達にとって集団生活が必要だということは、委員お話しのとおりだと思っている。一方で、訪問教育については、身体上の理由で通学又は寄宿舎へ入舎して教育を受けることが困難な状況ということもあるため、

医師の助言や保護者の要望などを十分に聞きながら適切に対応していきたいと考えている。

A．義務教育指導課長

2 委員御指摘のとおり、それぞれの子どもを全人格的に形成していくことは重要なことだと思っている。その中で、一人ひとりを伸ばしていく部分として学力もあるため、全国学力・学習状況調査なども機会の1つにし、状況を把握しながら確実に一人ひとりを伸ばしていくことを県としてしっかりやっていきたい。

13 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度

賛成 × 反対

議案番号	件名	各会派の態度					採決結果	
		共産党	自民党	民進・無所属	公明	県民		改革
第68号議案	埼玉県教育委員会教育長の任命について	○	○	○	○	○	○	同意
第71号議案	平成29年度埼玉県一般会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第72号議案	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第73号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第74号議案	埼玉県税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第75号議案	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
第76号議案	専決処分の承認を求めることについて(埼玉県税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	○	○	○	承認
第77号議案	中核市の指定に係る申出の同意について(川口市)	○	○	○	○	○	○	原案可決
第78号議案	埼玉県教育委員会委員の任命について	×	○	○	○	○	○	原案可決
第79号議案	埼玉県監査委員の選任について	○	○	○	○	○	○	同意
第80号議案	埼玉県公安委員会委員の任命について	○	○	○	○	○	○	同意

注) 1 各会派議員の議案に係る賛否については、採決を行う本会議に先立って開かれる議会運営委員会で確認しています。この表は、議会運営委員会で確認した内容を議案ごとに示したものです。

議員提出議案（意見書・決議）に対する各会派の態度

賛成 × 反対

議案番号	件名	各会派の態度						採決結果
		共産党	自民党	民主・無所属	公明	県民	改革	
議第8号議案	北朝鮮による弾道ミサイル等の発射に断固抗議し、我が国独自の制裁措置の一層の強化を求める決議	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第9号議案	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に係る経費の負担に関する決議	○	○	×	○	○	○	原案可決
議第10号議案	埼玉県虐待禁止条例	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第11号議案	北朝鮮による拉致被害者全員の一刻も早い帰国の実現を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第12号議案	警察官の増員を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第13号議案	横断歩道橋の防護柵の隙間からの転落防止対策の早急な実施を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第14号議案	広域的・幹線的な乗合バス路線の運行費の赤字分に対する補助の拡充を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第15号議案	ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	原案可決
議第16号議案	不妊治療への医療保険適用を求める意見書	○	○	○	○	○	×	原案可決

注) 1 各会派議員の議案に係る賛否については、採決を行う本会議に先立って開かれる議会運営委員会で確認しています。この表は、議会運営委員会で確認した内容を議案ごとに示したものです。

14 日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）

核兵器禁止条約への参加を求める意見書（案）

国連本部で開会中の核兵器禁止条約を交渉する国連会議は、草案採択にむけて大詰めを迎えている。

同草案は、前文で核兵器の人道上の破壊的な結果を強調するとともに、ヒバクシャや核実験被害者の「苦難に留意」し、「多数の非政府組織およびヒバクシャの取り組み」を高く評価している。被爆者らの一貫した核兵器廃絶の訴え、日本と世界の反核平和運動の願いを正面から受け止めたものとして大きな意義がある。政府は核保有国の不参加などを理由に交渉会議への参加を見送った。被爆国にあるまじき政府の対応に対し、核兵器廃絶を願う被爆者や国民のなかに失望と批判が広がったのは当然である。

草案は「核兵器のいかなる使用も、武力紛争に適用される国際法の規定、特に人道法の原則と規定に反している」(前文)とし、第一条で締約国による核兵器の「開発、生産、製造」などを禁止し、さらに領域内での核兵器の「配備、設置、展開」などを禁止・防止している。さらに、「核兵器の完全廃絶にむけて」とした第4条が盛り込まれ、核保有国が条約に参加した場合は、核兵器を運用状態からただちに取り除き、極力早く廃棄するよう求めている。これは核兵器に関する主要な要素を包括的に違法とするとともに、核保有国も含めて核兵器の完全廃絶を求める画期的な内容である。

よって、国においては、核保有国への追従をやめ、核兵器禁止条約への参加を真剣に検討するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

「共謀罪」法の廃止を求める意見書（案）

6月15日早朝、「テロ等準備罪」を新設する組織的犯罪処罰法、いわゆる「共謀罪」法が自民、公明、維新などの賛成多数で可決成立した。同法は、参院法務委員会での審議を「中間報告」という一方的な手続きで打ち切り、本会議採決が強行されたものであり、数に頼んだ異常な手続きは許されない。

そもそも共謀罪は犯罪の実行がなくても、犯罪行為について話し合い・合意したことを処罰するものであって、犯罪の実行行為を処罰するという刑法の大原則を根本から覆すものである。共謀罪の本質は、国民の内心を処罰する違憲立法であり、憲法上の思想・良心の自由、信条の自由のうえに成り立つ民主主義社会そのものを脅かすものであり、決して認められない。

政府は、処罰の対象についても、「一般人は対象とならない」との説明を繰り返したが、捜査機関の判断によっては一般人も対象から排除されないことが明らかになっている。このままでは、国民の日常会話はもちろん、ラインやメールなどのやり取りも捜査機関の監視対象となりかねない。

埼玉県内でも東松山市、宮代町、小鹿野町、鳩山町、滑川町で同法の法制化反対や慎重審議、同法の廃止を求める意見書が可決された。マスコミの世論調査でも、国民の8割が政府の説明が不十分と答えている。国会のルールを無視し、国民を嘘で欺き、国民からの批判にも耳を貸さず強行された違憲立法は成立したからといってそのままにしておくことはできない

よって、国においては、「共謀罪」法をただちに廃止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

森友学園、加計学園疑惑の真相究明を求める意見書（案）

先の通常国会では、森友学園の小学校開校、加計学園の獣医学部開設にかかわって、首相夫妻や官邸幹部らが行政の決定プロセスに関与し、ゆがめたのではないかと疑惑が大問題となった。

加計学園問題では、文科省の内部文書や同省前事務次官の前川喜平氏の証言から、加計学園を前提に平成30年4月に今治市に獣医学部を開設させるとの総理の意向にもとづき、萩生田光一官房副長官や和泉洋人首相補佐官、加計学園の理事で内閣官房参与を兼ねた木曾功氏が開設決定の過程に介入したことを疑わせる新事実が次々と明らかになっている。

森友学園問題でも、国有地払下げにあたって8億円もの値引きが決定される過程で、首相夫人の安倍昭恵氏が深く関与しているのではないかと疑惑がまだ解明されず、真相はまったく闇の中にある。

加計学園の理事長は、首相とたびたびゴルフをするなど「腹心の友」と言われ、森友学園の理事長は、昭恵氏に開校予定の小学校の名誉校長を引き受けてもらうなど親しい間柄の人物である。首相夫妻らと懇意にしている人々に行政手続きに関わる特別の恩恵が与えられるならば、行政の公平性・透明性は著しく損なわれる。安倍首相らによる国政の私物化疑惑が、国民の政治不信を極限まで高めている。国会は、昭恵氏や前川氏、萩生田官房副長官や和泉首相補佐官ら関係者の国会招致をただちに行い、真相を徹底的に明らかにすべきである。

よって、国においては、憲法53条にもとづく臨時国会をすみやかに召集し、森友学園、加計学園疑惑について徹底した真相究明を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

15 声明・談話

記者発表

2017年7月7日

日本共産党埼玉県議会議員団

団長 柳下 礼子

6月定例会を振り返って

一、10件の知事提出案件に賛成、1件を不同意

県議団は「平成29年度埼玉県一般会計補正予算」など知事提出議案11件のうち10件に賛成し、「埼玉県虐待禁止条例」をはじめとする議員提出議案全てに賛成しました。教育委員選任については不同意としました。

一、金子正江県議に対する発言権侵害を抗議する

6月26日、日本共産党金子正江県議の一般質問開始直前に、公明党の石渡豊県議によって「金子県議の発言通告には不穏当な記載があり修正を求めるとして休憩動議が提出されました。議会運営委員会の場で、公明党委員は『共謀罪法』はまやかし・不穏当な呼称であり議事録に残すべきではない」と通告文言の修正を求めました。これに対し党秋山文和委員は「共謀罪」は新聞各紙、日本弁護士連合会、上田清司知事の定例記者会見でも使用されており、「共謀罪法」は広く国民に浸透している文言だとして修正を拒否しました。

公明党は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律か、改正組織犯罪処罰法と書くべき」と、共謀罪という文言削除に固執しましたが、最終的には議運委員長の「質問は通告文書どおりに行う」という提案を了承しました。議員の発言の自由が認められた意義ある決定だと考えています。

発言通告は発言の1日前の正午以降の変更が行われたことはありません。公明党の休憩動議は完全なルール破りです。この修正要求をめぐり議運が紛糾した結果、議会は29年ぶりに流会となり、傍聴者も多数集まっていたにも関わらず、金子県議の質問は中止となりました。翌日に質問は行われましたが、公明党のルール破り＝金子県議の質問妨害には怒りをこめて抗議します。

今回の道理ある解決の陰には、県民の皆さんの良識ある世論と運動の力がありません。マスコミ各紙も翌日・翌々日の地方面で事態を正確に報道し、民進党・無所属は「議会からの表現の自由が失われる大問題」との代表見解も公表しました。このような流れの中、「共謀罪法」、という文言が通告に残り、県議の発言の自由が守られたのです。

一、「共謀罪」法、国保の都道府県化など質す

金子県議は、1日遅れの6月27日に一般質問を行い、共謀罪について堂々と知事の見解を質しました。知事は「共謀罪」法の成立過程について、「国会での審議が尽くされないまま、法案の採決に至った

ことは残念に思っています」と答えました。

また、金子県議は、医療的ケアの必要な障害児者の支援や、地域包括ケアシステムの整備、臨時的任用教員問題などを取り上げました。特に来年4月に迫る国民健康保険の都道府県化にあたって、国保税の引き上げが行われればさらなる滞納を生み、国保財政は破たんするとして、国保被保険者の負担を増やすべきではないと質問。保健医療部長は財政の安定運営に触れながらも「制度改正に伴う被保険者の負担増は可能な限り避けることが望ましい」と答弁しました。

一、親学推進協会の教育委員は認められない

教育委員に、親学推進協会理事の後藤素彦氏を選任する人事案件について、党県議団は不同意としました。

同協会は理事長・会長を歴任する元埼玉県教育委員・高橋史郎氏が主宰する団体です。

不同意の理由の第1は、高橋氏が本県の教育行政に携わるべき人物ではなく、同氏の「親学」理論を広報啓発する同団体も本県の教育行政にふさわしくないからです。

同氏は帝国憲法や教育勅語を賛美し、歴史改ざん運動をすすめた「新しい歴史教科書をつくる会」の元副会長であり、本県の教育委員選任時に、県民の大反対運動があり、党県議団は不同意とした人物です。

また同氏の「乳幼児期の愛着形成の不足が軽度発達障害またはそれに似た症状を誘発する要因」との主張の非科学性が多数の発達障害者関係団体から批判・抗議を受けています。このような理論は特別支援教育推進に悪影響を与えかねません。

「自分が男であるか女であるかという意識を持ち、『男らしさ』『女らしさ』を涵養していくことは、……アイデンティティー確立のため必要不可欠」(『親学のすすめ』より)という同氏の持論は、性的マイノリティーへの差別是正教育を進めていこうとする、埼玉県教育行政と相容れません。こうした協会の理事は教育委員として認められません。

不同意の理由の第2は、家庭教育への啓発を活動の中心に据える親学推進協会員が、上田知事就任以来5人も選任されており、著しく偏っているからです。改正教育基本法に「家庭教育」が盛り込まれたとはいえ、「国、及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するための必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と、国や地方公共団体に対する家庭教育の自主性を認めています。行政の家庭教育への介入は許されません。この点から、親学推進協会の教育委員が、今回も選任され、5人中2人を占めることに深く懸念せざるをえません。

以上

16 要望・申し入れ

埼玉県議会議長 小林 哲也様

2017年6月12日

日本共産党埼玉県議会議員団

団 長 柳下 礼子

県議会の民主的運営及び議会経費の適正化等に関する申し入れ

議会の民主的運営と審議の充実、県民の多様な意見を議会での審議等を通じて県施策に反映させるため、今後の議会運営及び審議、議会経費のあり方等について以下の通り提案いたします。

記

1、県議会改革のための協議会について

党県議団は、民進党無所属の会・無所属県民会議・無所属改革の会とともに、2015年12月、2016年6月、2016年12月と議会改革のための特別委員会設置を求めてきたが、現在もその設置は図られていない。

その間も、県議会運営について様々な問題が指摘されており、党県議団としては、早急な検討が必要だと考える。したがって県民に開かれ、県民の声を反映できる県議会への改革を進めるために、全会派参加による協議会を設置し、検討を進めるよう強く求める。

2、議員の発言権の保障について

(1) 代表質問と一般質問について

議会は言論の府であり、本会議における議員の発言を十分保障する議会運営が求められている。一般質問については、無所属議員を含め全ての議員が少なくとも年1回行えるよう改善を図る。代表質問は全ての会派に認める。

(2) 請願・陳情の審査について

請願の意見陳述について、「県政にかかわるもの」という要件を除くこと。

3、議会の民主的運営について

(1) 県議会の役職の公平な配分について

常任委員会や特別委員会、各種審議会等の役職は、民意の反映を保障する立場から、議席数に応じて各会派に公平に配分する。

(2) 議会運営委員会の構成について

少数会派・無所属議員についても、オブザーバー出席を認め発言の機会を与える。

4、委員会運営について

(1) 常任委員会審査の充実について

常任委員会は、継続審査となった議案や緊急を要する議案・審査事項については、閉会中であっても委員会としての調査・研究・審査を積極的に行なうなど、審議の充実を図る。

(2) 委員会の会議録作成について

予算特別委員会の審議については正規の会議録が作成されているが、常任委員会及び他の特別委員会については発言の要点をまとめた会議録の作成に留まっており、委員会審議についても正確な会議録を早急に作成し、県民がホームページで閲覧できるよう改善を図る。

(3) 委員会傍聴者への制限について

委員会傍聴人数が事実上20人以下とされている要綱を改定し、原則として希望者全員が傍聴できるようにすること。傍聴者は本会議同様、委員長の許可を得て録音できるようにすること。

(4) 予算特別委員会と決算特別委員会について

一人会派や無所属議員が、予算特別委員会か決算特別委員会のいずれかの委員会に所属できるよう、それぞれの委員定数を増やし、審議の充実をはかる。

昨年度、予算特別委員会の質問時間の変更が行われたが、知事の出席や少数会派の最低限の質問時間の保障など課題があり、議会として検証すべきである。

(5) 公聴会や参考人の活用について

委員会の審査においては、県民の要望や専門家の意見を審査に反映させるため、公聴会の開催や参考人の招致を積極的に行なう。

5、議会経費の節減と透明性の確保について

(1) 費用弁償の見直しについて

費用弁償については、実費とする。

(2) 県政活動費の透明性の確保と適正化について

県政活動費は出納簿などをホームページ上で公開し、より県民に対して説明責任を果たせるようにする。

(3) 行政視察について

行政視察は視察の目的と調査課題をより明確にし、回数を減らす。とりわけ宿泊を伴う視察については精査する。国外の友好親善視察については、議長または副議長の代表派遣に限定し、海外行政視察は原則廃止する。

以上

記者発表

2017年6月26日
日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳下 礼子

公明党による金子正江県議の発言通告修正要求に抗議する

6月26日の埼玉県議会において、日本共産党の金子正江県議の一般質問開始直前に、公明党の石渡豊県議によって「金子県議の発言通告には不穏当な記載があり、修正を求める」として休憩動議が提出された。自公など多数により、動議は可決され、その後開かれた議会運営委員会の場で、公明党権守幸男委員は「『共謀罪法』という法律はない」「『共謀罪法』はまやかし・不穏当な呼称であり議事録に残すべきではない」として、「共謀罪法」の文言修正を求めた。日本共産党秋山委員は、「共謀罪」は新聞各紙、日弁連、知事の記者会見発言でも使用されており、「共謀罪法」は国民に広く浸透している文言だとして、修正を拒否した。

4日も前の22日に通告し、議長によって認められた通告文言を、発言直前に修正要求することは、議員の表現の自由に対する侵害であり、議会制民主主義を揺るがしかねない事態と考える。党県議団は、この点から公明党に強く抗議し、修正の撤回を求めるものである。

26日の県議会は、午後5時を過ぎ流会した。

以上

記者発表

2017年7月12日
日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下 礼子

元自民党・沢田力県議（大宮区選出）の議員辞職について

一、辞職した沢田元県議は直ちに説明責任を果たすべきである

11日、埼玉県議会自由民主党議員団は、政務活動費の領収書を偽造したとして沢田力氏を除名し、本日、同氏は県議を辞職した。同党によると沢田氏は2011年度から15年度の間、政治活動報告のチラシ投函代として、PR会社が発行したとする8枚の領収書を県議団に提出。自己負担分を除く計545万円の政務活動費を受け取っていた。しかし、PR会社側が「沢田氏との取引はない。支払いも受けておらず領収書も渡していない」と証言し、沢田氏も「PR会社に投函の依頼はしてなかった」と領収書の偽造を認めたとのことである。これが事実であれば、極めて悪質な、県民の信頼を傷つける行為である。同氏の辞職は当然のことである。しかし、事実経過やその用途等に不透明な部分が多く、沢田氏は県民に対し直ちに説明する責任がある。

同時に自民党県議団も責任を免れることはできない。沢田氏を除名したとはいえ事実の解明と再発防止に、全力を尽くすべきである。また、所属県議全員の調査やその結果の県民への報告は不可欠である。

一、政務活動費全般の見直しのために、議会改革の協議の場を

県議一人あたり月額50万円もの政務活動費の用途については、県議は高度な説明責任を自覚すべきである。今後、出納簿や領収書のWeb上での公開など、さらなる透明化をはじめ、政務活動費の在り方全般について見直すべきと考える。県議会としては議会改革のための協議の場を早急に関き、公開の場でこの問題を議論すべきである。

以上

県政資料・第135号

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

2017年6月定例県議会

住 所 〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
県庁代表 048(824)2111 (内線6023)
直通電話 048(824)3413
F A X 048(825)1048
ホームページ：<http://jcp-saitama-pref.jp/>
Mail：jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp

